

地方行政委員會議録第十八号

昭和二十九年二月二十六日(金曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

委員 加藤 精三君 理事 佐藤 親弘君

理事 藤田 弘吉君 理事 吉田 重延君

理事 藤田 義光君 理事 西村 力弥君

理事 門司 亮君

生田 宏一君 尾関 義一君

木村 武雄君 濱地 文平君

山本 友一君 床次 徳二君

橋本 清吉君 阿部 五郎君

石村 英雄君 北山 愛郎君

伊瀬幸太郎君 大石ヨシユ君

大矢 省三君

出席國務大臣

國務大臣 犬養 健君

出席政府委員

國家地方警察本部部長官 齋藤 昇君

國家地方警察本部次長 谷口 寛君

國家地方警察本部警視長 柴田 達夫君

國家地方警察本部警視長(総務部長) 山口 喜雄君

國家地方警察本部警視長(警備部長) 山口 喜雄君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

二月二十六日

委員前尾繁三郎君辭任につき、その補欠として濱地文平君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

第一類第三号

地方行政委員會議録第十八号 昭和二十九年二月二十六日

警察法案(内閣提出第三一號)
警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第三二號)

○中井委員長 これより會議を開きます。

まず警察法案、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、この両案を一括議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次これを許します。藤田義光君。

○藤田委員 予算委員会に出ておられたました法務大臣が出席されましたので、本日は私はきわめて簡単に数点だけ伺いたいとおきかと思つております。

まず第一にお伺いしたいことは、本法案の審議にあたりましては、警察の民主化ということが最も重大な問題であります。私の知り得た範囲内におきまして、権力の分散とチェック・アンド・バランスの原則を推進しながらポピュラー・コントロールを受けることが、民主主義の世界的な通念でありまして、一つの権力があまりに集中いたしましたとき、民主政治は終りを告げるわけでありまして、犬養法務大臣は民主主義ということに關しましてどういうお考えでありますか、私は質問を開始する前に、まず本問題に関する所見を伺つておきます。

○犬養國務大臣 御承知のように新憲法におきましては主権在民でございまして、従つてあらゆる政策、法規をつく

ります場合、民衆の意思というものが反映しないような法律をつくりませんと、それは憲法の精神に沿わないものと存じます。この警察法を改正いたしますにあたりまして、おそろしく御意見の相違になる個所が多々あるかとは思ひますけれども、私どもも、警察運営の民主的管理ということについては、相当頭を使つたつもりでいる次第でございまして。

○藤田委員 私は、これは意見の相違ということよりも、根本的な理念の対立になりまして、民主主義ということが非常な危殆に瀕するような改正であらうと思ひますので、大前提をお伺いしたのであります。ただいまの法務大臣の御答弁によれば、非常に民主的な管理ということを考えて、この法案をつくつたと言われます。しからば従来の警察法の前書きに、地方自治の真義を推進するという大前提があつたのであります。従来の警察法の根本精神はここにある。これが民主警察の目標でなければならぬと私は考えますが、かような大事な大きな旗じるしが抹殺されておるのはどういふ理由でありますか、お伺いしておきます。

○犬養國務大臣 前文と文章がかわり、また前文を置くということ、ただいまの政府は適當な法律作成の形式と思つておりません。これは本會議でも申し上げた通りであります。従つて前文にうたいました精神を本改正法の第一条、第二条にうたつたわけでございます。

○藤田委員 ただいまの法務大臣の御答弁は非常に重大と思ひます。私も昭和二十二年五月三日に非常な犠牲を払いまして新憲法を打立てております。この憲法には堂々と主権在民の大原則を前文でうたつておりますので、ただいまの御答弁からすれば當然憲法を改正すべきではないか。しかる後に警察法の前文等の廃止は考えらるべき問題でありまして、國家最高の法律たる憲法をそのままにいたしまして、われわれの考えからすれば警察法の前書きは適當でないという大臣の御答弁は、その点をどういふふうに解釈しておられますか、お伺いしておきます。

○犬養國務大臣 言葉が足りないために御了解を得ないかも知れませんが、この際政府は、あらゆる法律の改正をしなくてもいい、法律の前文の上のみで、憲法を初めあらゆる法律を改正する意思とは申し上げてありません。たゞ／＼占領政策中にこしらへられた法律を何らかの必要で改正し、改正案を出す場合は、今の政府としては前文をつけるという習慣をなるべくやめて行きたい、こういう心構えであります。従つて憲法の文章に従ひましてつくりまして警察法改正案のために、憲法そのものを改正するという必要は、遺憾ながら私どもは認めておらない次第であります。

○藤田委員 國家のすべての法律制度は、憲法に準拠しております。憲法の大原則を曲げました個々の法律というものは、言葉は極端であります。純法理論からすれば當然憲法違反であり

ます。これはだれが詭弁を弄しようとする、私はさうに確信いたしております。従ひまして今回の警察法提案にあたりましては、日本の法律構造を根本的にかえてから考えるべき問題である。従つて憲法の改正ということと関連せざれば、自治法の一部改正警察法の改正という小手先を弄することは、非常に危険な事態をかもす結果となり、八年間の占領中及び独立後の施政というものが、あまりにむだになりまして、非常に危険な結果になることをおそれるのであります。この点に關しましては見解の相違になるかも知れませんが、いずれあらためて大臣の答弁を求めることにいたします。本日は御答弁をお伺いいたしました。

先般來同僚委員の質問に對しまして、この法律案提出の一つの大きな理由として、共產黨対策を言われておるのがあります。これはいづれ秘密會において、るる説明を聞くことになつておりますから、委細はその後いたしたいと思ひますが、共產黨対策のために、警察制度全般をいじるといふことは行き過ぎではないか。むしろさういふ特殊な犯罪案件を処理するために、一部の特殊な機構をつくれればよろしいのではないか、現在の公安調査庁の運営を再検討すればよろしいではないか、それが不可能ならばアメリカにおけるFBIのごとき組織を考えてもよろしいのではないか、この危険なる警察制度、すなわち共產黨対策のために警察制度全般の機構を動かすと、結

果において非常に危険なものをもたらすというところは、大蔵大臣がみずから戦争中に犠牲になられて体験されたところでございます。私は警察制度改正にあたりまして、共産党対策を大きな理由にされるのがどうもふに落ちません。その点に關しましてはどういうふうにお考えでございますか。せつかく公安調査庁あり、またアメリカのFBIのごとき生きた例があるのでありますから、何も全般的に、その対策のために機構改革をやる必要は絶対ない、かように私は考えておりますが、お考えを伺いたいと思ひます。

○大藏國務大臣 お答えを申し上げます。警察法改正の必要理由のうちに、ひそかに軍事方針をとつてゐる暴力主義的破壊活動にも備へなければならぬという理由の一つに申し上げましたが、これは共産党対策ばかりではございません。また共産主義という思想が人類の生活に悪いということだけでは、警察の捜査の対象にならないのでございます。要するに社会を改革して行く手段として、暴力主義的——武器をとつて一氣に血なまぐさい革命をやるといふことに對しては、治安当局は当然お察しの通り関心を持たざるを得ないのでございます。国会においてお互いこうやつて違ふ意見を話し合つて、そして双方で中庸を得て行くというところはまことにけっこうであります。が、議會主義の手段をとらずに一氣に武器をとつて社会を破壊するやう方に對しては、左翼にしろ右翼にしろ、お互いこれを是認するわけに参りません。社会の安寧秩序にも關係いたしますので、二つの県、三つの県というふうと同時に起ります暴力主義的破壊活

動に對しては、当然警察法改正のときにその用意をいたしませんければ、一人一人の家庭が夜安らかに眠れるようにするという、警察本来の精神にももともと思ふのであります。そこで、そのために公安調査庁があるではないか、まことに仰せの通り公安調査庁は暴力主義的破壊活動に對して平生思想的傾向を調査いたしております。またその意味で、公安調査庁不必要論が国会の中でちよい／＼出る折から、藤田さんから特に公安調査庁をお認めにならなければならぬと思ふのであります。が、さて武器を持つて立ち上つた場合、公安調査庁はその任にございませぬ。一般的思想傾向を調査する役所でございまして、これに對応するような任務を与へてございませぬ。そういうわけでこれは別の役所ではないければならぬ。それを私どもは警察の中心の仕事と考えておるのでございます。先ほど權力の分散、民衆が警察をコントロールしなければならぬこともございまして、さればこそこのたび御審議を願つております警察法第五条におきまして、中央の警察庁が地方に指令するの、何でもかんでもやつては違法である、法律に規定してあるだけでやらなければ違法であるぞと、みずから肩身を狭くして嚴格に制限してあるのでございます。

そこでFBIの問題でございませぬが、私も戦後アメリカに二度参りましたときに、FBIの活動、地方の警察の關係を見ましたが、これは議論の相違になるかもしれませんが、日本におきましては、たまたま大事件があつた場合だけFBIのようなものが出て行つても、なか／＼うまく参りませぬ。一つには、たび／＼申し上げますように、日本民族は幾多の美点を持つておりますが、二つの異なる命令系統によつて同じような仕事をいたします場合、どうも連絡調整がうまく行かない。幾多の美点がある日本民族の中で、これは弱点の一つかと思ひます。戦時中の陸軍と海軍、あるいは近ごろでは官庁と官庁との間に、法律作成のときにい／＼うわさが立つ。これはやつぱりどこの官庁が悪いというのではなく、日本人には命令系統が違ふ場合の連絡調整をなか／＼会得していいという一種の民族的な特性があるのではない。いかなる法律も、民族のその特徴、美点と弱点をのみ込んで法律作成をせしめんと、抽象的な法律になつておきます。アメリカのようにほんとうに民主主義が徹底してありますならば、FBIのようなものが、たまたま大事件のとき地方に出て行つても、非常にならざるを得ないが、日本の現状におきましては、これは藤田さんふだんいろいろ御研究のようですからよくおわかりでしょうが、たまたま中央の者が大事件のときちよ／＼と出て行つて、お協力しろと言つても、なか／＼うまく行かないのではない。これは意見の相違になるかもしれませんが、FBI的な組織を遂に採用いたしませんか。たのは、そういう理由からでございませぬ。

○藤田委員 私はこの警察行政のごとき権力行政におきましては、努めて基本的な人権というものを尊重するような方向に運営を持つて行くべきであるというところを、かねてより確信する一員であります。

〔委員長退席、加藤(精)委員長代り 理席〕
ただいま法務大臣の御答弁によれば、アメリカのごとき民主主義の発達せる国においては云々ということがあります。私たちの政治的理想もそこにあります。少くとも日本は民主化されないと再び危険な状態になりますから、私は民衆の啓蒙をやりながら、警察制度のごとき民衆の権利義務に直接關連する大きな権力行政は努めてアメリカのごとき民主化されるものが、政治家の目標でなくてはならぬということを確認いたしております。

そこでお伺ひしたいのは、警察の本来の仕事ということは公共の安寧の維持であります。個人の生命財産の保護であります。犯罪の予防鎮壓、あるいは捜査逮捕であります。交通の取締りであり、逮捕執行の執行であります。私は警察本来の仕事は、これに制約されなくてはならぬ。従つて建築警察、衛生警察等が一般都道府県行政に編入されたことは当然であります。こういう観点からしまして、共産党の暴力破壊革命方式に對しましては、おのずから一般警察の本来の業務の範囲外である。従つて保安庁法には、かくのごとき暴力破壊行為が表面に現れた場合におきましては、いわゆる間接侵略として、吉田総理大臣以下しば／＼御答弁にておられます通り、保安隊ができておりました。武器を持つて立つた場合は、これが間接侵略を撃退するといふ應とした国家の機構が、われわれの税金をもつて確立されておるのであります。私はその前のいわゆる共産党対策予防の段階においては、現在の公安調査庁の機構で十分である、か

うに考えておりますが、一般警察の中にあえて共産党の暴動の場合を想定したことを中心とした機構運営を考へるというところは、どうも警察本来の業務を逸脱した危険な改正ではないかと考へるのであります。この点に關する大臣のお考えを伺ひしておきます。

○大藏國務大臣 警察本来の業務が、一般国民が夜安んじて眠られるというそういう方に重点があるべきだ——警察本来の精神についてお話がありました。たは、今申し上げましたように、警察というものは本来発生しますときは、まず自分のうちを守る、それから少し社会的精神が発達すると近所で一緒に守る、さらに発達すると一つの町を御一緒に守る、そういうふうな発展して来たものであります。この発展の経路はどんなに後世になつても尊重されるべきだと思ひますが、近代社会に國際的な暴力主義的破壊行動、破壊思想というものが出て参りまして、それが二十世紀の初頭から著しくなつて参ります。と、まず自分のうちを守るといふ警察の本来の使命が近代社会に應じてかわつて来たことは、やむを得ないのでございませぬ。しかしながら、それでもなおかつ警察の本来の仕事は、藤田さんの御指摘の通りでございませぬ。従つて、ふだん一般犯罪とか今御指摘のような交通事故とか衛生とかいふものは、全部府県の人がやるのであります。これは一々中央から指令すべきことはほとんどございませぬ。それじやどういふことを中央がやるかという、月のうち一度あるか二度あるか、そういう問題、そんなにあつてもたいへんだと思ひますが、何箇月に一度、たと

この間九州の三つか四つの県に、同時に襲いました風水害の場合の治安維持、その中には大分破壊運動の扇動的行動もありました。そういう場合に初めて中央が指令する、またメーデー事件とか大須事件とか吹田事件というようにときにやはり中央から指令する。第五条の重要な事項について指令するのは、私は年に何回とないのではないかと申す。あとは全部府県の府県で生れたおまわりさんがやつてくれる仕事なのであります。その重要な国家的なことだけ指令するという点が、先ほどの御教示のありましたFBIの思想を日本に合うようにかえたとおぼしめし願えれば、まことにけっこうなものであります。

○藤田委員 ただいまの大臣の御答弁によれば、私は今回の警察法の改正案の中で、都道府県隊長の人事権のごときは、中央で握る必要は全然ないと思ひます。年に数回ぐらいの指示によつて動く地方の警察隊であるならば、少くとも中央の意見を聞いて任命しておけば、地方の民主的な任命権によつて、十分目的を達成すると思ふのであります。この点に關するお考えを伺うとともに、この機会に警察権というものの保持者はどこにあるかということをお伺ひしたい。今回の警察法の改正を見ますと、警察権というものは国家統治権の一部であるという感覚で立案されておるんじゃないかと思ふのであります。しかるに地方自治法におきましては、その第二条第三項の第一号に、公共の秩序の維持は自治体を持つていうことをはつきりうたつておるのではありません。ところがわれ／＼の手にはいまだに自治法の改正案も出ており

ません。また憲法の問題にもこれは關連いたして来るのであります。現在の法律体系からいへば、警察権というのは当然地方自治体固有のものであります。国家統治権の一部ではない。私はいかに考へるのであります。この点に關する大養大臣の御見解を伺つておきます。

○大養國務大臣 これも私の言葉が足りないために御了解を得なかつたのじやないかと思ひます。年に幾度だかこうでよいという議論は、少々私と見解を異にするのであります。たとえば二重橋事件というやうなものが、毎年起つてたまつたものではありませぬ。しかし、二重橋事件を再びならしめるために、嚴重に當委員會からもお叱りがあり、今後の対応策を嚴重にやつておるのであります。それは度数が少いからほつておくとか、ふえそうだからというのではなく、度数は少くても起つてはたいへんだ、起つたら国家がひつくり返るかもしれないというこの準備なのであります。年に幾回という度數制度の上からこの問題をお考えくださることは、ちよつと意見が違ふのじやないかと思ひます。また公共の秩序維持を地方の警察がやるということは、まことに御同感でございますが、地方々々の頭で処理できない、國家に大きい累を及ぼすやうな國家的な事件、ことに第五条にうたつてある狭い範圍、それだけは國家でやりた

い、こういうことなのでございます。○藤田委員 逐一反ばくするやうで恐縮であります。よく大臣は二重橋事件を例にとられます。私は、この二重橋事件というものは、いすれ後日ゆつくり論議したいと思ひますが、これは機

構の問題ではない、警察運営の問題であります。機構の問題としてこの問題をお考へる必要はない、かやうに考へておりますから、これは意見の相違でありまして、これ以上お伺ひすることは御遠慮申し上げます。私の先ほどの質問、つまり警察権というものは國が持つておるものか、地方自治体を持つておるものかという点に對する御答弁がないのであります。地方自治法の第二条第三項第一号に、「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。」これが自治体固有の權限になつております。

一例であります。こういう現在の法律體制から行けば、私は先ほど再三大養大臣が答弁されたやうに、お互が住んでおります向う三軒両隣を平和にしたい、どろぼうも一人もなくしたいというところから、歴史的に發生したこの警察というものの本質からしても、警察権というものは、どうしても地方自治体固有のものであるという解釈を下さざるを得ないのであります。が、今回の改正から見ますと、警察は國家統治権の一部であるというやうな印象を受けます。この点に關する御見解を承りたい。

○大養國務大臣 詳しいことは國警長官から申し上げますが、これはもちろん地方自治体に屬する權利であると同様に、近代生活においては國家統治権の一部にもなつておる。その一部という幅が問題でありまして、一部々々といつて五分や六分になつてはたいへんです。ほんとうの一部にとどめなければならぬというのがわれ／＼の考へ方でありまして、先ほど來御教示を得ているFBIというものをあのように地方生

活を尊重しているアメリカでも置かざるを得ない、FBIはまさに國家警察でございます。ただ問題は、その幅で、みずから非常に肩身を狭くするか、いばつて肩身を広くするかということでありまして、私から見れば肩身を狭くしておるつもりですが、昨日來肩身の幅が広過ぎるというおしかりを受けておるのであります。広い狭いは別として、國家の統治権の一部にも繰入れざるを得ないというところは、近代生活のやむを得ない結果ではないかと考へております。なお詳しくは國警長官から申し上げます。

○加藤(精)委員長代理 ただいま法務大臣に、緊急に予算委員會から來てくれという依頼がございますので、一応法務大臣に對する質問を若干延期いたしまして、後該ま行いますから、御了承を願ひます。

〔加藤(精)委員長代理退席、委員長着席〕
○齊藤(昇)政府委員 地方自治法との關係につきましてもお答えをいたします。なるほどただいまおつしやいますやうに、地方自治法には地方公共の秩序の維持が、公共團體の任務の一つになつておることは、おつしやる通りでございます。また國にも公共の秩序を維持するという責任も、當然あるやうに思ふのであります。ことに國家が警察権を全然持たないというところは、これは考へられないことなのであります。ところが自治法で申しております公共の秩序の維持と申しますのは、これはい／＼な方法で秩序の維持をやるわけであります。今警察法で論じておりますやうな、そういう警察というものを當然持たなければ、この地方自治

法にいう公共の秩序の維持ということに反するかというところ、それは解釈できないのじやないかと思ひます。今の市町村にいたしまして、警察法から見まして、町村で初めから警察というものを持たないということを、法律で規定しておる市町村もあるわけでありまして、持つ市町村もあるわけでありまして。また現在、府県におきましては、警察は全然持つておりません。いわゆる警察法というものを組織的に持ち、そして國民の自由その他を權力的に制限をして、そしていわゆる警察權の發動として秩序を維持するといふこの組織は、私は必ずしも地方自治法に、當然持たなければならぬものと、今の現行制度になつておるやうには考へないのであります。そういう面から申しますと、いわゆる警察權の權限行使というものは、これはしからば地方自治法の本来的なものを國がある程度制限をしてゐるか、あるいはこれは國が本來持つべき國の統治權として、權力をもつて治安を維持する、權限行使として治安を維持するといふのは、本來これは國の統治權である、それを法律によつて地方に与えてゐる、こゝろ見るべきか、これには私は議論があるやうに考へます。われ／＼といたしましては、實際面としてこの警察行政というものは、ただ權限行使の問題でありまして、地方にまかせておいていい部分が多分にある、國が直接關心を持たなければ國としての治安維持ができないという面は、やはり國の方にもある、だから兩々相まつてやるのが、實際問題としていいのではないだろうか、かやうに考へておるの

○藤田委員 ただいま大務法務大臣が予算委員会に出席されました。私はあと数時間にわたり総括質問をいたしたいと考えておりましたが、大臣の御答弁がほしいために、本日の私の質問はこれで保留させていただきますして打ち切ります。

○中井委員長 これでは休憩いたしましたし、午後一時より開会いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時五十分開議

○中井委員長 午前中に引続いて再開をいたします。

休憩前に引続き警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の両案を一括議題として、質疑を続行いたします。藤田委員の御質疑中でありましたけれども、ただいま出席をしておられませんか、この際順序を変更いたしまして、北山愛郎君に質疑を許します。北山愛郎君。

○北山委員 それでは私の順序になっていますが、質疑の通告者がおいでになるまでお待ちいたします。

まず最初に、これは議事の進行にも関係すると思うのでありますが、警察法の提案について、担当大臣として法務大臣が来られておられる、また国警の長官が来られておられますが、この資格といひますか、その根拠をお伺いしたいと思ひます。私も現行の警察法を見ていると、警察の政府としての所管は内閣総理大臣にやないか、こういうふうにおもうのであります。法務省の設置法などを見ても、警察を担当するといふ点が明確な欠くのであります。その点について法務大臣から御答弁願ひたいと思ひます。

○大務法務大臣 便宜上長官から事務的にお答えし、また私からお答えいたします。

○斎藤(昇)政府委員 ただいまの御意見の通り、警察につきましても主管大臣といふものは法律上はございませぬ。現在の国家地方警察、国家公安委員会は総理大臣の所轄のもとにあると、法律に書いてあるだけであります。従つて、たとえば市町村の自治体警察については全然規定がない。しかしながら警察に関する法律、予算というふうなことになるかと、これは政府が出さなければならぬところがない。従つて政府のどこかにそういう部局があるべきであるかも知れませんが、今の法律上はないうけであります。そこで警察全般につきましても、特に内閣に担当大臣を設けられまして、制度上ではありませぬけれども、あるいは総理の全体の責任の中にあるかも知れませぬ、そういう意味で、広い意味で警察問題について政府のなすべき事情があるとするれば、それは事実上国務大臣の担当大臣でやつていただく、こういうことになつておられるわけがあります。

それから私もいたしましては、法律上は国家地方警察本部の職員であります。政府のたゞいま申しました意味における万般の警察に関する事務については、われ／＼がその仕事を命ぜられて処理をする、あるいはお手伝いをする、そういう意味で国会に對しては、われ／＼も政府委員を命ぜられております。また事実上法案その他についても事務を行つておられる、こういう事実関係でございます。

○北山委員 警察法によりますと、国警本部の長官は国家公安委員会の指揮監督を受けて仕事をすることになつておりますが、ただいまのような意味で国警本部の長官がこの委員会においでになるということにつきましては、やはり国家公安委員会の承認を要すると思ひます。従いましてあるいは国家公安委員会の意見と違ふ場合があるかも知れませぬ。さうなことにございまして、国家公安委員会において十分の了解を得ておられるのであります。昨年もこの問題がたしか門司委員から出ました。出た来られまして、その了解というか承認というか、場合によれば公安委員会と意見が違ふかも知れない、それは自分たちは十分承知しているのだ、昨年はそういう御意見でございました。本年も国家公安委員会にあつては、われわれが政府委員として政府のこの法案を説明することについては、十分了承を得ておられる次第でございます。

○北山委員 次に、この法案を作成いたしました際に、その担当大臣である法務大臣の方では、自治警察関係の方の意見は徴しなかつたかどうかの問題であります。現行の警察制度におきましては、国家警察と自治体警察の二本建てで運営をされておられるわけでありまして、これが現状がぐあいが悪いというので改正をなさるのでありますから、やはり両者の意見を聞くのが当然じやないか、こう思うのであります。この警察法案をおつくりになる際に、自治警察の方の意見を実際に徴したかどうか、どういふ形で意見を求めたかという点を伺ひたいと思ひます。

○大務法務大臣 昨年はどちらかというといふと団体的に非常に目立つ御陳情がありまして、たくさんの方が法務省に見え、議会にも見えてお話になりました。今年は昨年言ひたいことは全部言つたためでございます。主として小人数の、あるいは個人的のお話でございます。現に警視庁関係でも職務柄公には来られないが、公務のひまを見て、私の大臣室に単独でおいでくださいます。るる御陳情もありました。またある五都市の一つの自治体警察の首脳部も、ほかの会議で上京した折に私の部屋へ見えまして、非常に詳細な御陳情もありました。そういうように、昨年と違ひまして団体的陳情は目立ちませんが、個人的なお話についてはお話を多く、またいろいろ遠慮のないことを伺つたと存じております。

○北山委員 次に、いろいろ伺ひたいこともございしますが、これは議事進行の発言で昨日も申し上げたわけでありまして、現在のこの不安定な政情のもとで、政府がこの法案を御提出になつたといふことについて、私は政府の考え方を伺ひたいと思ひます。それは御承知の通り現在、保全経済会なりあるいはその他の利殖機関、あるいは造船、砂糖、繊維という題、保安庁の汚職、砂糖、繊維というようにたくさん、政府あるいは政界をめぐる汚職事件というものが発生いたしまして、そして国民の疑惑が非常に深まつておるといふ状態である。こ

ういふふうな状態において、政府が国民の権利義務あるいは地方自治等に非常に関係のある警察法、しかも政府、政界のそういう疑獄とは、非常に関係のあるこのようなデリケートな警察法の改正といふものをお出しになるといふことは適當でないのじやないか。現在でも法務大臣は、検察官の活動については、一般的な指揮権がおりになつて、政府が全国的な警察といふものを一本でもつて指揮できるような、中央集権的な機構をおつくりになつて、あるいは政治の腐敗といふものを隠してしまふ、臭いものにふたをするために利用されるかも知れないというふうな疑惑すらそこに起るような状態であるわけでありまして、しかも残念なことに、現在担当大臣としておいでになつておられる大務法務大臣も、その疑惑の一つの中心である。これは新聞がほとんどかうそかわりませんが、とにかく昨年の八月ごろにも船会社の関係者と料理屋で会つてゐる。あるいはことしの初めにも、いわゆる有名な中川で会つてゐるというふうなこと、これは国会のほかの委員会の質疑におきましても、ある程度は大目にも認められておられる。だからして非常に重大な警察法を提案し、その担当をなさる大臣それ自身が——これは明らかにしなれば何とも言へませんが、ともかく現実に国民の疑惑の的になつておるといふような事態において、私はこのような警察法を政府が提案すべきではないのじやないか。従つてこの法案は、今進行中のいろいろ疑獄事件

というものが、ある程度の片がつくまで保留して撤回すべきである、かように考えるわけですが、その点についての犬養さんのお考えを聞きたい。

○犬養國務大臣 お答えを申し上げます。いわゆる汚職事件というものが出ておまして、国民が国会に対して失望しておるといふような傾向のありまことはまことに残念で、われわれ政治家はお互いに責任を感じておると思ひます。しかし汚職事件があるから大事な法案は延ばしていいということとは、残念ながら御意見に沿ひかねるのでございます。たとえば汚職事件は、ただいま御指摘になりましたように司直の手で厳正に公正に調べる、またこれについても一政治的な、道徳的な責任觀念から、政治のやり方をおいて国民に政治を信頼させるということならば、これは総理大臣がそれを内閣に諮つてやるべきである。しかしその間は全部ストップしていいというものではないのでありまして、警察法のみならずデフレ政策、物価を下げるデフレ政策は、大蔵委員会、予算委員会でも遠慮なくやらなければならぬし、またあなたの方のきわめて御熱心な社会保障制度、貧しい人たちの生活を保障する制度も、汚職の結果が現れるまではほうつておいてもいいというような議論は成り立たないと同じに、汚職は汚職、大事な国民の毎日の生活、夜まぐらを高くして安んじて眠られるような処置をする警察法の改正といううなものは、どん／＼遠慮なくやるべきだと思ひます。

また政治的腐敗を隠すために、警察法をかえるのではないかというお話は

まことに意外でございまして、この問題に手をつけるときには、汚職の汚の字もわれ／＼知らず、世間も知らない、そのときに手をつけたわけでありま。またかりに政府の一部に非常なふらちな者がありまして、警察法をかえて急いで汚職を隠すといううなことをおしして、公安委員会というものもありまして、その公安委員会の中には社会党の委員もおられます。また府県会においては、この警察法をいけると、予算から府県民の面前において、公然と府県民の面前において警察のなすところを批判するのでありますから、隠そうとして隠せるものではないと。日本は輿論の敏感な、そうして輿論の水準のきわめて高い国でありますから、私はきょうなことを信じていない次第でございまして、その点はひとつ御了承を願ひたいと思ひます。

○北山委員 まあそういうおつもりだといふことは承ひいたしますけれども、しかしながら結果的に見ると、この警察法の改正によつて、今の政府の息のかかつたものと思ひやうになるような国の全警察機構というものが、過去にあり、あるいは思想警察になるといううな危険を私は申し上げるわけなんです。これは単なる杞憂ではなくして、すでに過去の昭和の初めにおいてわれわれがはつきりと経験したところでありま。あの昭和の初めの田中内閣あるいは浜口内閣、犬養内閣の当時におきまして汚職が絶えぬお。そうして例の昭和の疑獄、勲章を流るうな者が出て来たり、あるいは例の五私鉄事件といつて五つの私鉄の買収あるい

は設置について、時の鉄道大臣小川平吉、これは自由党の前身の政友会の人であります。それから小橋一太という文部大臣、これは政友本党の人であります。そのようなう／＼たる連中が、この私鉄の買収から莫大な金をとつたという疑獄がございまして、また山梨事件であるとか、あるいは昭和六年でございまして、例の三井財閥等のドル買いにからんでいろいろな疑獄があつたわけでありま。そのようなた／＼の疑獄が起つたのと併行して、そのときの田中内閣は一体どういふ警察行政をやつたか。治安維持法を昭和三年に緊急勅令によつて改悪をして、そうして思想弾圧をし止するあのような暴挙をやろうとしておりますが、それと相通するものがある。大臣は、日本の輿論はなか／＼けわしくて、世間の批判がきつてからして、そこで政府が悪いことをしよう、あるいは警察権の濫用をしようと思つてもそれは防げる、こういふうに申しておりますが、それは思想の自由であるいは言論の自由というものが、十分に確保された状態においてできることである。ところが政府は警察法をこのように改悪すると同時に、一方においてはあのような憲法に許された思想的自由といふものまで監視をし、これを制限しようとしておるのではないか。そのような大臣の言通りであるならば、一方において思想、言論、批判の自由といふものをどん／＼伸ばして、そうしてその方面から警察を制約するといふことではなればならぬわけである。ところがそうじゃなくて、警察

は設置について、時の鉄道大臣小川平吉、これは自由党の前身の政友会の人であります。それから小橋一太という文部大臣、これは政友本党の人であります。そのようなう／＼たる連中が、この私鉄の買収から莫大な金をとつたという疑獄がございまして、また山梨事件であるとか、あるいは昭和六年でございまして、例の三井財閥等のドル買いにからんでいろいろな疑獄があつたわけでありま。そのようなた／＼の疑獄が起つたのと併行して、そのときの田中内閣は一体どういふ警察行政をやつたか。治安維持法を昭和三年に緊急勅令によつて改悪をして、そうして思想弾圧をし止するあのような暴挙をやろうとしておりますが、それと相通するものがある。大臣は、日本の輿論はなか／＼けわしくて、世間の批判がきつてからして、そこで政府が悪いことをしよう、あるいは警察権の濫用をしようと思つてもそれは防げる、こういふうに申しておりますが、それは思想の自由であるいは言論の自由というものが、十分に確保された状態においてできることである。ところが政府は警察法をこのように改悪すると同時に、一方においてはあのような憲法に許された思想的自由といふものまで監視をし、これを制限しようとしておるのではないか。そのような大臣の言通りであるならば、一方において思想、言論、批判の自由といふものをどん／＼伸ばして、そうしてその方面から警察を制約するといふことではなればならぬわけである。ところがそうじゃなくて、警察

にしよとしておる、思想の制限もしようとしておる、政治活動もだん／＼公務員の政治活動の分野を狭くして行くといふうな方向へ行つておる。それでではやはり、昭和の初めにやつたと同じ道を、われ／＼は歩むのじやないか。そして猛烈な選挙干渉をやつて、内閣がかつと地方の県知事はもとより、警察部長、内務部長の首をどん／＼んすげかえてしまふ。民政党の知事あるいは部長あるいは政友会の部長と、はつきり色わけができておる。だから私は当時の警察を担当しておる人を知つておりましたが、その人などは、はつきり地方の新聞記者に言つておる。選挙干渉めいたことは多少はすかもしませんが、そういうことを堂々と明言しておる。そのような当時の腐敗した政党政治、しかも警察を政治警察として濫用した政府、思想弾圧をしたその政党政治といふものを再現するのではないか。そうしてそのあげくのはてには、あの五・一五事件の結果で、ファッショ政治が起つて来た。政党政治の終焉になつたという過去のはつきりした経験を、われ／＼は経ておるわけなのであります。だから申し上げるのであつて、たゞい政府がそういう意図ではないとおしやつても、かつこうがだん／＼昭和の初めごろに近づいて来ておる、こういう点を顧みて、これは大臣もよく当時の事情は御承知かと思ひますが、達観的に制度としていいかどうか、そういうことをもつと批判的に見ていただきたい。その点についてひとつ伺ひしておきま

にしよとしておる、思想の制限もしようとしておる、政治活動もだん／＼公務員の政治活動の分野を狭くして行くといふうな方向へ行つておる。それでではやはり、昭和の初めにやつたと同じ道を、われ／＼は歩むのじやないか。そして猛烈な選挙干渉をやつて、内閣がかつと地方の県知事はもとより、警察部長、内務部長の首をどん／＼んすげかえてしまふ。民政党の知事あるいは部長あるいは政友会の部長と、はつきり色わけができておる。だから私は当時の警察を担当しておる人を知つておりましたが、その人などは、はつきり地方の新聞記者に言つておる。選挙干渉めいたことは多少はすかもしませんが、そういうことを堂々と明言しておる。そのような当時の腐敗した政党政治、しかも警察を政治警察として濫用した政府、思想弾圧をしたその政党政治といふものを再現するのではないか。そうしてそのあげくのはてには、あの五・一五事件の結果で、ファッショ政治が起つて来た。政党政治の終焉になつたという過去のはつきりした経験を、われ／＼は経ておるわけなのであります。だから申し上げるのであつて、たゞい政府がそういう意図ではないとおしやつても、かつこうがだん／＼昭和の初めごろに近づいて来ておる、こういう点を顧みて、これは大臣もよく当時の事情は御承知かと思ひますが、達観的に制度としていいかどうか、そういうことをもつと批判的に見ていただきたい。その点についてひとつ伺ひしておきま

○犬養國務大臣 そういう警察になつてはたいへんだという御注意まことにごもつともでありまして、これは全然同感であります。お互いにまだ舊生の時分でしたが、ずいぶん乱暴なことが行われまして、御指摘の事件は私も記憶に新たなところでございまして。北山さんにひとつ御了解を願ひたいのは、その時分は警察をしてさういふことができる法律上の根拠があつたのであります。その法律は敗戦ともになくなくなつたのであります。その法律といふのはどういふことかと申しますと、今特に御指摘のありましたお互いによく覚えておる治安維持法、集会言論の取締りの極端なやつ、また行政執行法、俗にお互いはこれを警察のたらいまわしと言つておりました。そういう法律の根拠ができておりましたので、その根拠の上に立つて——当時の警官も一人一人決して悪い人ではないのであります。法律がこれを許しておりました。敗戦後の新しい警察法においては、この根拠は全部失われたのでございまして、従つて法律根拠は新しく民主的な保障のもとにおける警官の行動を規定したものができておりました。しかもそれを監視するのはあなたの方のお選びになつた、また私たちの選んだ、国民から選んだ公安委員会がこれを監視監督いたします。こういうことになりましたので、昔のようなことには、かりにふちな警察担当大臣が出て来てもなかなか行きにくい。そこが非常に違うのではないかと思ひます。しかし万一、運用の上において法律違反に千人に一人ならないとも限りませんから、これは

○犬養國務大臣 そういう警察になつてはたいへんだという御注意まことにごもつともでありまして、これは全然同感であります。お互いにまだ舊生の時分でしたが、ずいぶん乱暴なことが行われまして、御指摘の事件は私も記憶に新たなところでございまして。北山さんにひとつ御了解を願ひたいのは、その時分は警察をしてさういふことができる法律上の根拠があつたのであります。その法律は敗戦ともになくなくなつたのであります。その法律といふのはどういふことかと申しますと、今特に御指摘のありましたお互いによく覚えておる治安維持法、集会言論の取締りの極端なやつ、また行政執行法、俗にお互いはこれを警察のたらいまわしと言つておりました。そういう法律の根拠ができておりましたので、その根拠の上に立つて——当時の警官も一人一人決して悪い人ではないのであります。法律がこれを許しておりました。敗戦後の新しい警察法においては、この根拠は全部失われたのでございまして、従つて法律根拠は新しく民主的な保障のもとにおける警官の行動を規定したものができておりました。しかもそれを監視するのはあなたの方のお選びになつた、また私たちの選んだ、国民から選んだ公安委員会がこれを監視監督いたします。こういうことになりましたので、昔のようなことには、かりにふちな警察担当大臣が出て来てもなかなか行きにくい。そこが非常に違うのではないかと思ひます。しかし万一、運用の上において法律違反に千人に一人ならないとも限りませんから、これは

公安委員会などにおいて大いに監視していただく。われ／＼は公安委員会をそういう力のあるものにした、こういふふうに考えておる次第であります。

○北山委員 それでは正式に通告になつた委員も来られたようでありまして、私はあとの質問は保留してこの程度で終わりますが、ただ一つ、ただいま大臣のお話では、現在のい／＼な法律に縛られてゐるのであるから、しかも治安維持法というような法律はないのだから大丈夫なんだということでありまして、しかしだ／＼その治安維持法の方へ近づいて行つてゐる。例の被防法がそうでありまして、それから今度の教員の政治活動の禁止、あるいは教員以外の人でもあの団体を利用して一定の行為を教唆煽動するという非常にデリケートなことをやれば、それが処罰されるというような驚くべき法律を出して、遂次世論を気にしながらだんだん過去の方へバックしておるというのが現状だと思ふのです。ですから私もその点は実は承服いたしかねるのです。ただ公安委員会があるからというお話でありましたから、この機会に公安本部の長官にお願ひをしておきますが、現在の国警なり、あるいは自警もそうでありまして、一体公安委員会というものが、警察法に規定されたように運営されてゐるかどうか、これは非常に興味を持つておるのです。そこで警察法によりまして、国家公安委員会というものは国警についても単に行政管理、いわゆる人事、組織あるいは給与あるいは訓練というような面だけで、警察の実際の執行、活動方面はタッチしないはずなんです。その限度に

はたして国警の本部がどまつておるか、あるいはそれを越えて都道府県の警察に対して何らかの指示、訓令等をしておるのではないか、私はこれを非常に疑問に思つておる。そこで資料をひとつお願いしておきますが、国警本部で地方の府県警察にお出しになつた訓令なり、あるいは指示事項あるいは注意事項といつたようなもの、会議の際に示したものの、そういう資料をひとつ御提出願ひたい。はたして現在の警察は、現行法のもとにおいても法律がはつきり守られてゐるかどうか。これは今後警察法を審議する場合に、非常に重大なものでありますから、その資料をお願いしておきます。私はきょうは一応これで終ります。

○中井委員長 今の資料の提出は、できるだけ早くするようにいたすそうです。伊瀬幸太郎君。

○伊瀬委員 私は大臣に二、三點質問をいたしたいと思ふのであります。ごく端的にお答えを願ひたいと思ふ。この間大臣の説明を聞いておりますと、今の警察法は占領下にあつてできた法律であるから多分に行き過ぎがある、その行き過ぎを是正するために今度改めるのだ、かような御説明でございまして、その説明を見ますと、一つは府県一本化にせなければ都市で犯罪を犯した人が農村に行く、農村の人が町へ隠れる、それを逮捕することにどうも連絡が不十分だ、こういうことで強化をするのだということをおつしやつた。それからもう一つは、共産党の地下組織に対抗するために、この改正をやつて強化するのだ、こういうようなことをおつしやつたのですが、一体この連絡不十分によるところの弊害

というものが、どこに具体的に現われたか。

それから私さう資料を要求したのですが、共産党の地下組織に対抗する、こういうお話でしたが、私の資料を見なければわからないのでございまして、一体今の目共というものはどういう武器を持つて、そしてどれだけの組織を持つてゐるか。今同僚議員の質問にもございしましたが、かつて治安警察法をこしらへるときには、これはまた日本共産党に対する弾圧をするのでないと言ひながらも、共産党に対するだけの弾圧ではなくして、農民運動をやつたり、労働運動をやつたりする人にも弾圧をやつた。それは今おつしやつたような、治安維持法という法律があつたからだろう、こういうことを御答弁をなさつたが、私はその当時の警察行政の、あのむちやくちやな、あの残虐なやり方を身をもつて体験してゐる者です。實際私は警察國家の大きな被害者です。犬養さんも、きょうラジオでも放送してゐたように、二・二六事件、あるいはまた五・一五事件というやうな、いわゆる右翼テロに対して何の御説明もなしに、共産党に対してのみあなたはそういう地下組織をどうのこうのといつて、一般民衆を恐れさせておられますが、今までの過去におけるところの歴史を見ますと、共産党がそういう暴動をやつたり、共産党が殺人をやつたりやなくして、ほとんどがいわゆる右翼反動がそういうことをしておることは御承知の通りだと思ひますが、一体それをしもひた隠しに隠されて、共産党だけが悪いんだというやうなことをおつしやるのには、ひとつ具体的な事例をあげて御説明願ひたいと思ひます。

○犬養國務大臣 お答え申し上げます。たくさんありますが、まず最初に共産党、右翼というやうな問題で申し上げましょう。たび／＼繰返して申し上げますが、私は共産党とは言つていないのです。破壊主義的な暴力活動というので、この中には右翼が入ります。いつてありましたか朝日新聞に私の参議院の予算委員会における戦後の右翼の動向についての説明が、ほとんど一欄ぶつ通しに出ておりました。おそらく法務大臣として、あんな長い右翼運動についての分析をした人はないと思ひます。それくらいに私は、個人的な事情からいへば右翼のテロの犠牲者の家族でありまして、その意味からも関心を持つております。要するにお互いに、伊瀬さんが私の所論を反駁する、私も自分の信ずるところを反駁する、お互いの相対立した意見をここで言ひ合つて、国民の批判をまつてこの議会議案、この議案主義を否認して、とにかくナイフや鉄砲をやつてしまふ、こういう主義は右翼だろうが左翼だろうが、私区別しておりません。その意味で私は、暴力主義的な革命手段をとる者に対しては、国民に対してもおかなければならぬ。まだやつてないおやないかとおつしやいますが、やつたあとでつくつたのでは、これはそれこそあなたの方のおしかりを受けるのでありまして、やる徴候を見たら、いち早く衆に先んじて、予防するというのが、政治家ではないかと思ふのでございします。そういうことについて資料を出せというお話でございしますが、資料も出しますが、事柄の性質上あるいは

書き物で残せない部分もございしますから、一般の方にははなはだ相済みませんが、秘密会で申し上げる部分もあるかと思ひます。ほんの一例を申し上げますならば、これは昨年私はよそでしやべりましてからいいものであります。が、暴力主義的な方々のものは、一つ一つの件について攻撃目標というものをちやんと持つておるのであります。書き物にしてあります。その攻撃目標は、米軍の基地であり、重要工場であり、波止場であり、停車場である。そして、それに対する米軍、保安隊、あるいは警察隊の兵力、これに対して暴力主義的破壊活動に賛成する人の人員の力、その足りないところは、どの県からどう持つて来るというやうなことで、書き入れたものがあるののでございします。また、昨年の秋でしたか、私がある地方に行きますと、秘密文書をしきりに点検いたしました。もう「何々報告、司令官殿」と書いてある紙もあるのであります。純然たる軍事組織になつております。また山間部においては、軍事訓練のあとがとき／＼あるのであります。たとえば私が大阪、神戸地方に視察に参りましたときには、六甲において、あるいは丹波において軍事訓練をやつたとおぼしき形跡がありまして、それについて調査したこともあるやうなわけでありまして、平穩でございしますが、軍事訓練、軍事組織というものは、やはりそのスピードはゆるんでゐない、こういうふうに考へてゐるのであります。表向きは、例の昨年のメーデーで火災びん騒ぎで、国民がこれを非常に非難したものですから、表向きは反米、反吉田、反再軍備の国民統一戦線と、

かかる。一昨日大臣も超短波無線のこ
とを話されましたが、今日大阪府の警
察あるいは市の警察もパトロール・カ
ーを持つて、この無線通話ができる車
がたえず市内あるいは府内をパトロー
ルいたしておりますが、その場合におい
てもこの単位が違いますが、どうし
ても波長を違えなければならぬ。このの
間どなたか、それはどんな波長でも聞
けるものを持つておればいいじゃない

られましたが、これは無線電話でありますから、お互いに話し合うわけであり、ただ一般の放送のように一方的に放送しているのを聞いていただけじゃありません。お互いに無線局同士が話し合うわけであり、現在大阪府には無線局がおそらく二十くらいあると思います。大阪市の警察は無線局を三、四十持つております。この無線局同士がお互いに話し合うという場合に、どうしても通信統制をしなければ、どうしても通信統制をしなければ、混線をしてしまう。従つて一つの通信統制をいたしますその組織の中における波長というものは一つでなければならぬのであります。そこで大阪市内でパトロール・カーがある殺人事件にぶつかつた。それを他の大阪府内に

走つてゐるパトロール・カーに知らせようと思つても、府内の方あるいは他の市警の方のいわゆる波長の違つたところには話ができない。これを市の本部に話をし、市の本部が今度は府の本部の統制室に話す。府の本部の統制室がまた府のパトロール・カーに話をしなければならぬ。そこでその無縁通の信の統制をするものの頭というものは、これは市の本部あるいは府の本部において、必ずしも両方機械的に動く

問題でありません。府の方としてはそれよりこちらの方を先にやらなければならぬというものがあるかもしれない。そういうような場合にいろいろなことでも、府下全体に手配をするというだけでも、これが二十幾つかの多元的なものにわたつておきますと、なにかうまく行かない。警察の最も大事な神経中枢はこの無線及び有線の通信機能であります。これが単に機械的に働くというものにつきますと、それほど多元的になつて来ますと、機械的の機能を發揮させるというだけでもそれだけの不便がある。従つて頭の中で一々判断して、そして対処をしなければならぬという問題になりますと、大臣もしばしば言つておられますように、ただお互いに連絡をよくしようという努力だけでは、まかない切れない不便というものが非常に多いわけでありまして、従つてこれが多元的であればあるに従つて、いろいろ施設も、あるいは人的なものも、お互いにダブらざるを得ない。これは能率的に考えて非常によくないし、また経済的に考えてもきわめて不経済である。それならば、できるだけ安い経費で、能率のいい、そして民主的な、国民あるいは市民に喜ばれる警察をつくるのが政府としての責任ではなからうか、かような意味からこの警察法の改正法案を提出せられたものだ、私も事務に當つておる者もさように考える次第でございます。

○大矢委員 議事進行。今度の法律は、自治警を廃して府県単位の国家警察にする、こういうのです。今齋藤さんの説明を聞きますと、これは国家警察というか、府県単位の警察を強化しようという立場にあるわけですね。自治体警察を残そうとする意見があるのに、その強化しようという意見だけをこゝで言つて、一方的にわれわれが聞くというところは、はなはだ警察の上にも不公平である。自治体警察の言い分はどこに欠陥があるか。われわれは警察の問題についてはいろいろとです。強化しようというところとの国警の齋藤さんだけに聞いたり言つたりするのは、公平な審議ができないから、この審議中には、自治体警察のどなたか責任のある人に出て来てもらつて、齋藤さんの言うことに對しては私はこう思う、自治体としてはこうだということを聞いた。都会の犯罪人がいなかへ行く、いなかの犯罪人が都会へ来るといふことがあるから、十幾つの自治体警察が大阪なら大阪にあると困る、こう言うけれども、昔と違ひまして、交通は発達しているし、通信は完備して、むしろ大阪の農村へ行くよりも、兵庫、京都、奈良、奈良の方が早く、十分か十五分で行けるのです。それを単に府県単位に、七十幾万の奈良県を一つにし、二百幾十萬ある大阪も一つしかいらぬのだ——単にそういう犯罪があるからどこかに固めなければならぬというのなら、もつと方法はあります。これは自治体警察といわず、国家警察といわず、やはり治安を守ろうというのですから、これは両方とも非常に利害が相通するものであるし、ほんとうにその実際にあつて、ことにいいところを今大臣は非常に強調されたが、私はそのいいところを残したい。警察が治安を守るということは部分的な問題である。もし大きな問題が起きたときに、警察はかつてにやつてくれ、おれはむ

しろこれに味方するのだと住民が言つたら、治安は守れません。だから治安を守るといふことは、その住民と警察が協力して初めてなる。公安委員会があるから大丈夫である、そういう甘い考え方は、これから先の治安というものは守れないと思う。ほんとうにあなたが真剣に考えるならば、このいいところをどうして残さぬか。警察官だけで守るのだというのでは、昔の国家警察とちつともかわつておらぬ。だから、いいところは残し、欠陥は補うにはどうすればいいかということをもつと私も真剣に考えて、それに對して納得の行く説明があるはずだと思つて、私は今申しましたように、この審議中には自治警の人と国警の人と両責任者に出て来てもらひたい。これは委員長にぜひお願いしたい。これは期間でどうなるか知りませんが、それだけはひとつお願いしてこの審議を進めたい、こういうふうに考えます。それからできれば今の答弁を願いたい。

○中井委員長 大矢君の御意見につきまして、先日来の理事会におきましても、また他の委員諸君からも、たびたび出されておる御意見であります。ただしかし、自治警の關係者をずつと引続き召喚しておきまして、この委員会に出席せしめるといふことも、どうであるかというような考慮から、大体この委員会の審議の予定をつくりまして、一般質疑を七日間、秘密会を一日間、逐条説明を一日間、逐条の質疑を四日間、法務もしくは内閣委員会あたりから申入れの来るべき連合審査会を二日間、それから公聴会を二日間、各党の態度決定を一日間、討論採決に一日間、大体こういうふうな最近理事会で定められたのであります。そこでこの公聴会の二日間、自治警の關係者だけではなく、その他一般の識者、庶民の人々にも来てもらつて話を聞こう。その際先日来國警方面から説明のあります点につき、國警の意見を是なりとするか、またその間に何らかの誤りがあるかというふうなことをとりたされたらいいかであるかと思ひますが、大矢君の御意見はさらに進んで、自治警方面の關係者を引続きこの委員会に出席せしめておきたい、こういう御意見でありますから、あらためて理事会を開きまして、理事会の決定にまことにしたいと思います。

○大矢委員 どうぞ希望します。齋藤さんのおつしやられることを自治警の人が聞いておつて、それに対して公聴会の際に言つてもらうならいいけれども、一方的に言いつばなしでは、國警の方がどう考えているか、自治警の方ではわかりませんから、その点ぜひおつしやもらいたい。

○中井委員長 理事会によつてこれを決定したいと思ひます。今大矢君の御質疑がありましたが、これに對して政府側の答弁を求めます。

○齋藤(貴)政府委員 私がいかに政府委員の立場で答えておるのとおつしやられるのはごもつともであらうと存じます。しかしながら先ほどのお説のようによ、自治体警察をやめて府県単位の國警にするというお説は、これはこの法案とは相当隔たつたお考えではないかと、私はこう思ひます。今日の国家地方警察は、御承知のように自治的要

素は全然ございせん。府県の公安委員が任命せられておるのでございせんけれども、しかし警察官は全部國家公務員であり、それから予算も全部國の予算であつて、府県も全然タツチをしない、そういう強い國家警察になつておるわけでありまして、そこでたゞいま大矢委員のおつしやいますように、警察はどうしてもやはり一般國民と親しくなければならぬ。事務署だとかそういうような役所の組織ではうまく行かぬのじやないか。今日の國家地方警察が自治體警察に比べて國民の信頼もなし、一般から非常に官僚的だといわれ、國民からは離れておる、かような私は思ひませんが、しかし制度の上から申しますと、いさ少しく府縣民の方々からの率直な批判を受けられるような體制の方がいいのじやないか。さような意味で、國家地方警察もやめてしまつて、あるいは今の國家地方警察を例にとりますならば、それにもつと自治的色彩を持たせ、府縣の自治體警察の形にして、予算は大部分府縣費で支弁をしていただく。そうすれば府縣会で予算を通じての十分な監督もしていただける。予算使用上の監督だけではなくて、警察官のあらゆる行動について、府縣会においてあからさまな監視を受ける、こういう立て方が、府縣民に親しみを持つという意味から、またさらに警察が自衛するといふ意味からむしろいいのではないかと。さような意味から申しますと、今までの國家地方警察、これをもし國警と呼ぶならば、國警というものが廢止されてしまつて、これに相當強い自治性が加わるわけでありまして、今日警察法について、この地方行政委員会であらう

ば、齋藤君自身もう少し警察法を読ん
で来なさい。

齋藤(昇)政府委員 私には門司委員のお
考えとまったく同じ考えで申し上げて
いるのであります。ただいまおつしや
いますような警察というものは性質で
あるにもかかわらず、国家地方警察と
いうものにはあまりに自治的な色彩と
いうものが乏しい。今度この制度を改
正していただければ、国家地方警察の
面から申しますと、今までよりもほん
とくにいわゆる地方制度的な色彩が濃
くなつて来て、ただいま門司さんのお
つしやるような趣旨に沿うものになる
のじやないか、という趣旨で私は申し
上げたのであります。別に他に意図が
あるわけじやございません。今までの
国家地方警察は、あまりに国家的色
彩が強過ぎておつた。それが今度は地
方的色彩が非常に多分に、むしろ地方
の府県の自治警察になつてしまふわけ
でありますから、そういう意味から私
は門司さんのお考えとまったく同じ考
えて申し上げておるわけでございま
す。

○門司委員 それでは少し大臣に聞いて
おきますが、一体この警察は府県自
治警察ですか、国警ですか、どちらで
すか。はつきりひとつ願います。

○犬養国務大臣 たび／＼申し上げます
ように、これは自治体たる府県の機
関に属する警察であります、自治警
察と思つております。

○門司委員 もしそうだとすれば、警
察長並びに警視正以上のものが国家公
務員であつて、警察の首脳部が国の直
属になつてゐるということはおかしい
じやないか。現行の警察法はちやんと
府県の公安委員会というのが警察の

運営管理に当つては警察長を任命しているから、これの方がいいと思う。だからそういう線をはつきりしておいてください。一体これは自治警察なのか、国家警察なのか。

○犬養國務大臣 それは昨年からのあなたと何べんも議論して来た問題であつて、お互い見解の相違でありまして、これはむずかしい議論になるのでございますが、今お話のありましたような門司さんの警察制度発生論は全然同感でありまして、末端のところは自警団に近いようなものが一番いいと思います。御承知のように門司さん自身もお認めになりますように、またアメリカのようなほんとうに平民政的な国でもFBIというものを持つてゐるのは、国家的職務というものが警察運営に含まつて来た、これはお認めになつてゐると思うのであります。わが国では命令系統の違ふものがやると、相互の連絡調整だけでは、すなわち別の言葉でいへば、運用の妙をいたしてもいかんとすべからざる部分が残るので、国家的職務つまり警察法第五条にはつきり法律をもつて国民諸君にお約束してあるごく幅の狭い国家的警察事務だけをやるために、国家公務員の資格を与える。それは危ないというのがあなたの方の御意見、私の方では、法律でお約束してあるからあふないようなことをすれば、法律違反で公安委員に懲戒罷免を受けるようになるから、あふない者はやられてしまふ、こういうので、そこが昨年来の意見の違いで、どうも立場の違いではないかと思ふ。やないか、こう思うのであります。

○門司委員 立場の違いと言うが、私は立場の違いはないと思う。私の意見

も、犬養さんの意見もほとんどかわらぬと思う。警察行政の中は全部が自治警察でなければならぬというところは、日本の現在では通らない。これは国家犯罪もありましようし、また国の治安という面から考えてもその通りです。その中で、いかに警察を民主化するかというこのためにつくられたのが、現行法なんです。従つて現行法は明らかに自治警察が主体であります。そして自治警察として能力もなければまた経済的に見ても、それを処置するだけの財政的な規模も持たないというところだけ、これは国家警察行政がつかさどる。国警の範疇の中に加えただけであつて、これは自治警察が本體であつて、国家警察をそれに加えたものであつて、本来は必ず自治警察でなければならぬというのが警察の建前であると思ふ。それを、今度の警察法は府県単位の自治警察と言つておられますが、首脳部は全部国家公務員であつて、府県の公安委員会があつても、これが任命権を持たぬということになつて参りますと、これは自治警察とはいへないと思ふ。政府も少し良心があつて、府県自治警察と言つて少しぐあいが悪いから、府県単位の警察ということ、自治という言葉を抜いて単位という言葉にかえられた。これは政府にも多少良心があつたところではないか、こう考えておるが、良心があるならもう少し明確に御説明願ひたい。

○犬養國務大臣 これはまつたく大事なことですから、お互いに議論を尽したいと思ふ。去年も申し上げたと思ひますが、私もFBI制度というものを長く勉強してみました。あちらへ行つてもみました。しかしふだん日常のことを府県の自治警察あるいは町村の自治警察がやつていて、何か大事件のときだけ乗り込む、この制度は、私は日本には不適当と見ておるのであります。第一大事件というものは、警察というものの本質上、警察の手柄になる事件です。千載一遇という言葉はどうか知りませんが、めつたにない、警察の手柄になる大事件だけ東京にふだんいる男がどつと行つてさうしてしまふ。これはなか／＼うまく行くものではないのです。そういう根性の者ばかりではないと言ひませんが、そこが互に人間の弱点というものは、やはりお互に見ておかなければならぬのではないかと。日本ではどうもFBIの制度はむずかしいという私及び私の属しておる興覚の共通した考え方でございます。

もう一つ、首脳部がみんな国家公務員だからこれで押えてしまふ——私はそうとらないのです。昨年あなたの方よりおしかりを受けまして、よく反省してみても、今度警視正だけにする。府県によつて違ひますが、多くて四人、少くも二人、ほんとの府県に属する警察職員は二千人くらい。そこへ入つて行く。他郷へ入つて行くのです。そこに生れたのでなくて、他郷に入つて行つて、府県会にもらんでゐる、公安委員もにらんでゐる中で、うまを合せて行くのですから、あなたは強者と弱い、私たちはうまを合せなければならぬ、うまよく行かない、弱者と見てゐる。そのちようど中間かもしれせん。少くとも強者とは私見ていない。よく斎藤君と話をしますが、今度これがかりに御審議を通りまして、今後の府

県の警察本部長というものは、ただおいらだつたら、すぐに罷免懲戒を食らう。だからよほど苦勞人であつて、そうして自分の我を通さないで、輿論とも妥協を得る良識のある者でなければならぬ。要するに苦勞人でなければ動かしにくく座談に言つておけるのですが、他郷に入つて行つて府県会でもやられるし、公安委員会でもやられる。その中で、第五条にうたつてある国家的職務をやつて行くというものは、私はよほどその府県とうまを合せる人でなければならぬと考へてゐる。ここがあなたの方とどうも考へ方が違ふのではないかと申し上げる点なのであります。

○門司委員 私は今日これ一事だけしか言ひません。あとは明日でも質問します。さつきの齋藤君の言葉から派生的に聞いておるのですが、今の大臣の考へ方は非常に危険だと思ふ。警察というものは、普通の行政事務とは違ふ。命令系統というものの対してはほとんど絶対的服従でなければ、警察行政というものは完全に行へないと思ひても聞かなくてもよいということではいけないと思ふ。それから同時に秘密を要します。それから迅速を要します。従つてこの警察行政というものは、やはり上の命令が下まで通ずるような組織にできておる。今日の制度では、軍隊がなくなりました今日の日本の行政組織の中では、命令を遵奉するのは警察だけだと思ふ。ほかの行政事務では、課長がこうだからといつても、ほかの係長がぐあいが悪いからといへばやれるかもしれない。そこで多少押問答していても、五日や二日の時間があつても、何も行政事務にはさしかえない。しかし警察だけは一分間でも争う事件がある。そこで命令によつては、下位の諸君は、その事のいかんを問はず、實際にこれに服従してやるような制度でなければ、警察の能率は上らぬ。そのことを考へますと、今の犬養さんのお話のように、他郷に入つて行くというようなまやかしのことであるなら、こんな警察法をつくつておつたのでは日本の警察は能率が上りません。下の部下の者に言ひたいことを言わせて、上からこう言ひたいことを考へておこうかといつて、机のひきだしに暖められておつたのでは、警察行政は行へません。私は警察の本質はそこにあると思ふ。従つて警察行政というものに対してだけは、そういう弊害のないようにつくつておくことがよいと思ひ考へておる。国家公務員はただ上の頭だけだから下は、とうとうしやいます、これが一番危険であつて、下がそうで上が違ふらまた別であります。上の方の命令が国家的な色彩を持つておる、あるいは政治的色彩を持つておつた場合には、下はど

うにもなりません。私はそれが實際の警察のあり方だと思ふ。だからもう少し警察のあり方等については御注意願ひたい。私は、おそらく大臣の行き方は、もう大体民主化して来たからさう逆もどきもしないだろうという考へから出ておるのだと思ひます。一年や二年、あるいは半年くらいはそれで行けるかもしれないけれども、時期が来ればそれではできなくなる。私はこれは上質問をいたしませんから、その点は大目としてよくひとつお考へをいたしたい。

○大義國務大臣 だんく／＼の御意見傾聴いたしました。飛び入りの方があまり長くなるのはどうかと思いますが、非常に重要なことをお話しやつてくださるので、私も丁重にお答えしようと思ひます。その通りなのです。それだからむやみやたらと国家公務員たるものが職務として指令してはいかぬ。それで第五条に幅を狭くしたのです。これは狭くないという御議論でございます。しょうが、御承知のように第五条の中のイとロ、つまり方々の県で起る災害、ちよつとした雨なんか災害にはなりません。たいへんな雨で、熊本県も福岡県も長崎県もやられるというような場合、あるいは騒乱事件、メーデー事件とか大須事件とか吹田事件、そういうもののほかは、鑑識、教育、通信、これはやはり統一しなければなりません。それから装備、それから調整というものは、今度は刑事訴訟法でこうなつたからこうしろ、これは全国的です。それ以外の普通一般の犯罪、火事、どろぼうあるいは交通事故というものは、府県でま／＼でいいのです。だからあなたはおこわがりになりませんが、その線は非常に細く、しかも口でない、印刷して、法律で、国会で投票してもらつてからきめるのですから、その幅は、御心配なら、もつと嚴格にあなたの方でわくをつくつていただいて私の方は決して不服でない、こういうふうな考えておるのでございませう。

○北山委員 今の質疑に関連するのですが、府県単位の警察か、あるいは府県の自治体警察かというようなこと、私は、これを自治体警察だと政府の方で考えてない証拠が一つあると思う。

もし自治体警察と考えておるならば、これは地方自治に非常に関連があるのだから、この警察法の審議については、塚田自治庁長官が常に出席しておられなければならぬ。地方自治法第二条に關係のある重要な事項です。しかも府県の自治体警察であるか、あるいは府県警察であるかということは、今後における府県を、今の政府がどういふふうにしよつたとしておるかに非常に関係がある。しかも塚田長官は知事を官選にしよつたか、した方がよいとかいふことを、個人的な意見であるか知らないが、ちよい／＼と言われておる。だから私は、なおさら警察法の審議については非常に関連があるから、今後はいつでも塚田長官に列席をしていただくように委員長にお願いを申し上げます。

○大矢委員 この間から聞いていますと、大臣は、あまり手を広げぬということに非常に強く言ふ。そうすれば国家警察になるおそれがあるから、これだけに抑えたというのをしば／＼言ふ。ところが、警察庁の仕事の中に、警務部、刑事部、警備部、通信部というようにあつて、第二十四条の二号に「警ら及び交通警察に關すること」と書いてある。こゝまでやるのです。それから第二十三条の三号の「保安警察に關すること」これはあなたの言う警察庁の仕事の限度の範囲外です。こういうところまでやつて、そうしてこれに抑えた／＼と言ふのは、これは一体どういふわけですか。大臣がしば／＼言う言いながら、この仕事の中には交通あるいは刑事の問題までちゃんと入つてゐるのであるから、普通の地方警察とちよつとも違ふ仕事をやつてい

る。しかるにそんなことはやらぬ／＼と言ふ。

○斎藤(男)政府委員 私からまず本文の意味を御説明を申し上げます。ここに書かれておりますことは、第五条の各号に書かれておりますことの中であらうして、たとえば「警ら及び交通警察に關すること」とありますと、これはあるいは交通の事故の統計もありませんし、それから交通取締規則の改正の問題もございませう。それについて法の解釈は、こういうわけだといふて連絡をする事項もございませう。ただ現実の個々の交通取締りを、あの人はこういう違反をやつたからあげるとか、そういう指図はいたしません。そういう日常の事務は、全部地方にまかしておくわけでありませう。現在もこういう事務は自治体警察に對しましては、やはり連絡をする必要がありませうから、われ／＼の方で連絡をいたしておるわけですが、今度はそれを法律の上にはつきりいたしまして、この第五条の各号に掲げてありますような事務柄に該當する範囲内で、仕事をやる部局という意味で、ここに書いておるのでございませう。第二十三条の保安警察と申しますのも、たとえばやかましい場合春取締りをどうするか、そういう場合にはいろいろ地方の事情も調べて、どういふようにやつて行くか、実情はどうなつておるか、政府であるいは国会の方で春取締法案をつくられる、それについて警察の取締りはどういふ見地をやつたらできるだらうか、地方の意向はどんな意向かというのをまづとめる、そういうことをやはりやらざるを得ない。従つてここでは第一線であるような仕事の内容とは違ひまして、

統括と連絡と調整、あるいは活動の基準、第五条各号に掲げてある事務に限るわけでありませう。

○大矢委員 私はそういうことを聞いてゐるんじやない。この警察庁のやる仕事の範囲を限定した。そのことは一年に一ぺんあるか二ぺんあるかわからぬが、大きな災害、騒乱、この二つに限られて、それ以下は地方でやるのであるから、われ／＼はそういうことをしないから、心配ありません、こういつてしば／＼鬼の首でもとつたように言うから、それなら一体どうしてこういふ「保安警察に關すること」とか、「警ら及び交通に關すること」とか、警察庁に刑事部という単独の部門を置いてゐるのでしょうか。警察庁においてそんなものでやろうというのですから私は言うのですが、いわゆる犯罪予防、保安警察、さらにまた警邏、交通、こういうものまでやるのだ、その部門の中に特に刑事部というものを設けて、そうしておいて、一年に一回か二回しかないものであるから、心配ないのだ、心配ないのだと幾ら説明しても、法律にちやんと出てゐる。これは単なる事務をとるくらいなら、刑事部として新しく大きな部門を置く必要はない。こういうことは大臣にはなはだ失礼なことかもしれないが、国警の人たち、あるいは最近出て来た官僚が、内務官僚のなやかなり昔を夢みて、相当強く、必要な部門であると吹き込まれて——こういう法の内容について、これは限られてゐるけれども、こんなことまでやるのかというところを、ほんとうに調べたのかというところを私は疑ふ。どうしてこういうことまでやらなければならぬのか。

○大義國務大臣 これは何もうのみにしたわけではなくて、昨年から問題になつたのです。刑事部という名前がよくないじやないか、刑事連絡部とか何とかつけないと、いかにもこでやるようなことになるという御質問を昨年はない／＼受けた。そういう御心配なら、この諸条の下に、どういふことをやるというのを書いてやら刷りでおまわしします。そうすれば御安心になると思ふ。

○斎藤(男)政府委員 大臣が特にこれに限つてゐるとおしやいますのは、運営自身について直接指揮をしたるに限つてゐる、こう大臣が説明をしておられるのでありまして、それは五条の二項の三号のイ、ロでありまして、ほかの方は運営自身でなくて、その基準であるとか、先ほど申した一般的な調査とか、そういうことは直接日常の警察活動ではなくて、あるいは統計の事務とか、あるいは交通取締りにいたしまして、たとえば交通調査の手の上げ方は、各国の例を調べてみるとどういふ方がよい、あるいは右まわりがよいとか、左まわりがよいとか、そういうことなんでありまして、そこはひとつ誤解のないようにお願いいたします。

○大矢委員 私は刑事部という名前にとらわれてゐるんじやない。第二十三条、第二十四条の二条に、明らかにこれの事務をつかさどるとある。ただ基準をこしらへるなら、交通の問題とか、保安の問題なんか、各地方で県条例とか市条例とか、自治体警察の方はどうか知りませんが、条例でやる。なるほどあなたの言われるよう

に、調査とか、鑑識、統計、そういうものは必要かもしれません。しかしながら保安警察とか、警備及び交通に関するところでもやるのだ、こういう事務をつかさどると書いてある。これだけに限られていないならば、こういうものを除いて、単に統計とか調査ということにしたい。そんなことはやらぬというから、ずっと調べて来ると、こういうこともちやんと事務としてやるのだということになっている。私は刑事部という名前を言うんじやなくて、こういう内容を持つてゐるから、これだけしかやらぬと言うけれども安心ならぬというのです。

○斎藤(昇)政府委員 この点は少し誤解をしてゐるのじやないかと思ひます。たとへば二十三条には「警察庁の所掌事務に關し」とありまして、警察庁の所掌事務というのは、第五条の各号に掲げてある事務が所掌事務である。そこでこの所掌事務の中に、たとえば「犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に關する」とあるのは「警察行政に關する調整」十二号でありますとか、十一号の「勤務及び活動の基準」であるとか、いう事務について、刑事關係についてはこういう事務、警備關係についてはこういう事務というように、さらに小分けしてゐるわけでありまして、全部五条でしぼられてゐる。法文上もその点第五条の事務をさらにこまかく書いてあるだけであつて、これを越えて五条にない事務を他の二十三条、二十四条に書いてあるわけではないのです。

○大矢委員 それならば一体五条のことを適用しておるか。「民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案」といつても、この災害は一年に一べんあるかないかわからぬ。それをわざ／＼書き入れてある。それから「地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案」これも一年間に一回あるかないかわからぬ。警察に關する諸制度とか、あるいは國の予算であるとか、そういうものについて必要なことを、二十三条ないし二十四条に書いてあるならば、私は言わぬ。しかしながら事務をつかさどるものの中に、警備とか保安に關するものまで入れてゐる。だからして言う。一年に一べんあるかないかわからぬ。一年に二、三回の事務以外に、この二十三条、二十四条は入つていないのかどうかということ。これはあなたがここでやめられて、このまま次の人がこの法律を見たときに、必ずやりますよ。これだけの規定がちゃんとあれば、どんな説明をしようが、必ずそれをやることはきまつてゐる。

○斎藤(昇)政府委員 ただいま御説明申し上げましたように、たとえば二十三條に「保安警察」とありますが、これは第五条の中に「警察に關する諸制度の企画及び調査」とございます。この「警察に關する諸制度」という中には、保安關係の諸制度があります。その保安關係の諸制度は、これは刑事部でやるのだ、また保安に關するいろいろ／＼な調査、これはこの刑事部の「保安警察に關すること」で、ここでやる。それからまた活動の基準、調整ということがあります。保安警察についての活動の基準あるいは調整——今度こういう保安關係の法律ができた、その解釈はこうだというのが、この二十三條の「保安警察に關すること」というのでありまして、決して第五条を逸脱してゐるわけではないのでございます。その点は十分御理解をいただきたいと思ひます。

○大矢委員 そうすると結局指示することになるのじやないか。騒乱とか災害ということに限られたつて、いわゆる保安だとか警備、交通にまで指示が及ぶのじやないですか、今のあなたの説明の通りです。

○斎藤(昇)政府委員 この災害と騒乱につきましては、運営自体について指揮監督するわけですから、今こういう騒乱が起つた、それをこう鎮壓せよ、その鎮壓の仕方は、もう何名増して、あるいはこの際はできるだけ現行犯逮捕でやつてしまへというように、個々の事件について指揮をするわけです。三號の災害と騒乱以外のものにつきましては、そういう個々の事件についての運営の指示はいたさない、一般的の基準だけでございします。どこで交通事故が起つた、あの事故の検査の仕方、こうせよとか、その事故についてはこうしなければいぬという、その事件についての指揮監督はしない。それでは、この三號に掲げてあるものについて、個々の事件について指揮監督をするが、それ以外のものの個々の事件の扱いは、全部地方まかせということになるわけでありまして。

○大矢委員 大臣は、今斎藤さんが説明されたように、結局はこの二つの事柄しかないが、しかし刑事部においての保安警察並びに警備、交通に關してまでも一つの方針を指示するのだ、この言つておられるが、それでいいですか。

○大義國務大臣 今申し上げましたように、災害とか騒乱についてはその警察の運営そのものを指揮するわけですが、あとは一般的に、外国ではこうやつてゐるから、こういうふうにした方がいいと思ふとか、一般の指示であつて、全然性質が違ふのであります。またそのくらいのことでは、國の中央で指示することが便宜でもあり、必要ではないかと思つております。

○大矢委員 それでは単にこれ／＼のものは指示事項ですね。

○大義國務大臣 そうです。

○石村委員 これは大義國務大臣に聞くのですが、今もこういうことが規定にあるとかないとか非常に文句が出たのですが、先ほど北山委員の質問に對しても、大義さんは、昔は治安維持法があつたからそんな悪いことをしたのだ、今度はそういう法律がないから、警察が昔みたいな悪いことをすることはないというやうな御答弁だつたのであります。治安維持法に對しては破防法があるではないかという論議も起ると思ひますが、しかし私考えましますに、今までのわれ／＼の経験から申しますと、昔の警察は非常に選挙干渉をやつた事実がある、これは天下周知の事実であると思ひます。しかし選挙干渉をやつてよいという法律は昔もなかつたと思ひます。法律はなくともそれをやつた。この規定で五条にどういう制限があるとかないとか言つてみたところで、時の権力者に警察を握られたら何をやるかわからない。法律にあるうがあるまいが、自分の都合のよいことをやるのだということが、われ／＼の長い間の警察から受けた体験なんです。その点をひとつ考へて、五条に制限があるとかないとかおつしやつても、これは國民は納得しないと思ひます。

○大義國務大臣 言葉が足りないせいか誤解を与えたやうで遺憾に存じます。昔の治安維持法とか、職務執行法とかいふものは、たらいまわしだの、言論、集會の自由を奪つたりした、その法律的根拠をつくつたのであつて、まことに乱暴な立法だと思ひます。また行き過ぎもあつたと思ひます。終戦と同時になくなりまして、はずしつぱなしではないのでありまして、今度は新しく警察官の職務執行法というものに基いて、そのわくでやるようになつております。選挙干渉のことを申されましたが、今そういうことのない証拠には、政府の大官でいふんひつかつたりして問題になつたこともあつたのであります。これは昔のやうに、政府の大官だけは全力をあげて守れとかいふやうなことにはなつておりません。これはひとつお調べ願つて、選挙干渉で半端なことがあつたら、私はいさぎよく職を辭したいと思ひますから、實際問題として御心配ならばそういうことはお調べ願ひたい。法律的根拠は、警察官の職務執行法にあるわけでありまして、その根拠の上になつてゐるわけでありまして、そういう心配のないやうにできておると、同様からお答えをしたいと思います。

○石村委員 本来の藤田委員にお譲りしたいと思ひますが、今のやうに大臣はおつしやるのですが、選挙干渉なんというものはそうさないことです。何も違反だと言つてとつつかまへなくとも、与党の方の運動員ははつたらかしにしておいて、そうして野党側の運動員には尾行をつけておいて動けないよ

うにさせれば、實際りつばに与党の勝利となるわけであります。これははつきりした選挙干渉です。これは法律でどうこうするということにはならないが、実質的にはそういうことがやれる。上の方から指令が出て来る、隊長が部下に指令をする、そうすると選挙違反でも、こういう事案があるからと言つたつて、その方はほつておいて、野党側の形式犯のようなものをつかせるとか、今のうちに尾行させるとか、合法的に干渉は幾らでもできます。その点をわれ／＼は問題にするわけであります。

○犬養國務大臣 非常に誤解があるようにござりますが、公安委員が監視をしておりまして、そんなことができるはずのものじやございせん。その選挙干渉というのはあなたの方の主観が手伝つておる。論より証拠、与党の私の同僚からも、一体君はどつちの党の国警担当大臣かと言つて選挙のときに食つてかられる。これは両方とも自分の被害には相当主観的のものが入るのではないか、これはほんとうにお調べくださつてつてくださいます。まことに誤解が大きいので驚き入つた次第であります。今の警察制度では公安委員会が目を見張つていて、与党だけをやつて、野党を尾行できるなんて、そんなものではない。私はあまりそういうことは執着を振らないようにしておりますが、そういうことは實際ございせんから、ひとつ組織立てて御調査願ひたいと思ひます。

○石村委員 一つ私はつけ加えておきますが、犬養さんならそういうことをおやりにならぬと思ひますが、実は、私は社会党に入つたのは日が浅くてま

だ一年にならぬ。現在でも自由党の友人もたくさんおる。一昨年の選挙のとき選挙違反が自由党に起つたのです。それをある方面から電話をかけて摘発をとめております。これは私は事実知つておる。そういうことは幾らでもやられておる。ただいまの大臣の御答弁は、大臣は信じていたしますが、實際はそんなことはやられておるのだということだけは、はつきり私は考えております。いかに前回の考えが間違つておるとおつしやつても、確信を持つてそういうふうに通つておりますから一言申し上げます。

○藤田委員 午前中の委員会でも、今回の改正案に関する基本的な問題を数点お伺ひいたしました。本日は主として警察法改正をめぐり、どうしても原案のままでこの警察法は通してはいけな、どうしてもこの警察法を攻め落さなくてはいかぬ。そのために、本日は主として外堀の一部を埋めておきたいということから、まず全般的な問題の一部を質問として展開いたしておるわけであります。従ひまして、午前中主として民主警察の問題に關しまして、大臣の所見を伺つたのであります。引續いてお伺ひしたいのでございしますが、警察法立案にあたりまして、警察権は国の統治権の一部であるか、あるいは自治体固有のものであるか。法務大臣の御答弁によれば、どうも向う三軒両隣りを平和に暮らせるために警察制度ができたというような御答弁があつておりますから、これは自治体固有のものではないかというふうには考へるわけでありまして、午前中答弁が途中になりまして、あとで斎藤長官が補足されましたが、これは統治権の

一部でもあるし自治体の権限でもあるというふうな御答弁がありました。大臣も大體似たような御答弁であつたやうに記憶いたしておりますが、重大な問題でありますから、この際重ねて御所見を伺つておきます。

○犬養國務大臣 その前に石村さんにお答え申し上げますが、御指摘の点は重大でございまして、さつそく調べます。今の事件は山口県第二区です。ね。——これはさつそく責任をもつて調べます。

それから藤田さんにお答え申し上げますが、発生論的に申し上げますことは御承知の通りでございまして。これは、去年衆議院の本院で鈴木義男さんが発生論を述べられまして、非常にりつばな御質問であつたと思ひます。しかし、発生論だけでは解決し得ないものがあるとして申し上げた次第でございまして。ちやうど五十年前にライト兄弟が飛行機を發明しました時期には、人間が鳥のように飛んでみたいという単純な氣持からああいうものをつくつた。そのライトも、今や人類の滅亡をし得べきものを載せて、戦争の第一に有力な道具に使うとはゆめにも思わなかつたと同じで、発生論的に私は解決できないと思つております。発生論的にまず自分のうちを守り、近所と一緒に守り、町を守るといふ、この発生論的な根柢というものは無視してはいけな、これを強調いたしたのであります。が、近代社会に伴う、ことに國際社会のいろ／＼な不安に伴う暴力主義的破壊活動——これは共産党ばかりじやございせん。たゞ／＼共産党のように解せられるので、まことに困つておるものであります。右翼も入つております。

す。そういうものに備へる。何となれば、これは一つ場所であるというやうな頭の単純な戦法はとりませんで、同時に二、三箇所、あるいは数箇所である。その場合、どうしても、國家的な上の高いところから見て、方々にあんなばいする警察事務というものが要なんじやないか。その意味で、統治権の一部分をなす部分ができて来た。これはやむを得ない近代の所産だ、こう申し上げた次第でございまして。

○藤田委員 これは私ごとを申し上げますが、昭和二十三年の暮れ、かつてわれ／＼の總裁でありました犬養大臣を非常に民主的な政治家として尊敬して、私は当時の民主黨に入黨したわけでありまして。ところが、その同じ犬養代議士が法務大臣として今回の警察法を出されたということに關しまして、これは犬養さんの政治生命のために非常に嘆かわしい次第であり、実は私は残念に考へております。しかも現在の閣僚の中で、文学等のごとき文化的素養のある大臣は、犬養さん以外にないのであります。そういう観点からいたしまして、私は、最後の案においては相当民主化されたものが出来たところと想像してございまして、今日の結果になつております。逐条の問題その他に關しましては後日ゆつくりお伺ひしますが、ただいまの御答弁からお伺ひしたいことは、しかばこの警察権の限界というものをどこに置かれる御方針であるか。これは歴史的な過程においては、自治体のものであるかもしれぬが、近代社会の構造上統治権の一部にもなつてゐるといふ大臣の御答弁には、私は一応了承いたしますが、しかば、警察権の限界

というものが統治権そのものでなければ、おのずから相当かわつた形をとらなくてはならぬ。この点に關しまして、大臣はどういうところに限界を置かれて、今回の改正案をつくられたのかお伺ひしておきます。

○犬養國務大臣 警察法改正に際しましての私の心得については、昨日大矢委員からもよく御忠告がありまして、十分銘記しておるつもりでございまして。今また藤田さんからお話がありまして、そういうことがあつたのでは私としてもたいへんであると考えて、この審議に携つておる次第でございまして。これはひとつ十分私の心構えを申し上げておきたいと思ひますが、ただいま、國家統治権の一部としての表現が警察法改正に際して、どういふところへ出てゐるか、これは、先ほどから盛んにおしかりを受けてゐる第五條の中だけに少しも限つてゐないじやないかという御質問がありました。が、政府としては、限つてゐる、そのほかのことは府県の警察の毎日の運営にまかせる、こういう考え方であります。

○藤田委員 私は、憲法改正に先んじて唐突として今回警察法改正案を出したことは、これは非常に問題であるということを申し上げたのであります。その具體的一例を申し上げまして大臣の御批判を仰ぎたい。それは、憲法の第二章に從えば、基本的な最高人權として就職の機会均等が許されておりますが、占領政策中に國家公安委員に對する就職制限をつけたのは、アメリカ軍當局の失敗であつたと私は思ふ。少くも國家公安委員には各界各層の衆知を集めたりつばな人を當然拔てきすべきで

あります。にもかかわりませず、就職制限を緩和はいたしておりますが、しかしながら全面撤廃がなされていまい。これは憲法違反ではないかという声は当然起きて来るわけでありまして、むしろ私は、警察庁長官に對しまして、先ほど申し上げましたある程度のチェック・アンド・バランスの原則を適用するためにも、警察の経験者を国家公安委員に一、二名入れておいた方がいゝ／＼な批判を阻止する上において、非常に運籌の妙を發揮するのじやないかというように考えております。保安庁法等におきましても一部制限がありますが、悪いことをしている保安庁法に右へならえする必要は絶対ないわけでありまして、この点に關する犬養大臣の御批判を仰ぎたいと思ひます。

○犬養國務大臣 お考への御趣旨はごもつともだと思ひます。大体こういう警察法ができましたのは、世界各國が日本の侵略に懲りて、できるだけ日本の官吏というものをチェックしておこう、こういう極端な警戒心の現われだろうと思ひます。そこで警察庁長官その他國家公務員たる警視正以上などをチェックするためには、経験者が公安委員に入つた方がいゝのじやないか、その意味で警察官の前歴のある者が入つた方がいゝのじやないか、これも非常に御寛大な議論で、一部そういう議論もブライヴエートに私聞きました。しかしどうも国会議員でも旧内務省の警保局長とか盛んな御演説があるくらいでありますから、公安委員に警察官の前歴のある者を入れれば入れたで、また別なお小言があるのではないかと思ひます。警察官の長い前歴があるか

かいうことは、御本人には氣の毒ですが、國民の誤解を用心深く避けるということも必要でございますから、警察官、檢察官の前歴のある人は遠慮してもらおう、こういうことになつたわけでありまして、結局これは政治道義といひますか、職務道義に關係することです、今日の予算委員会でも國務大臣は会社の重役になることはいかぬといふような御議論もあつたのですが、これは憲法から言つて、何になつてもいいようなものの、國民がつい疑惑を持つようなことは避ける、こういう道徳問題だろつと思ひまして、その意味で前歴者は避けたわけでありまして。

○藤田委員 ただいまの法務大臣の答弁通りでありまして、大臣が会社の重役を兼任してはいけないという法律はございませんが、これは運営上そうしてほしいという徳義上の問題であります。従ひまして、國家公安委員の任命制限等は撤廃いたしまして、實際の運営上國家公安委員の任命にあたりまして、そういう留意をすればいいことであつて、あえて憲法違反の嫌疑を受けながらこういう規定を残しておくことは、實際の運営上非常にまずいことになりはしないか、私はかように考へております。これはあらためて實際の運営上それをやればよろしいのであつて、法律の明文は必要でないと思ひます。その点のいきさつはどうなつておりますか、お伺ひしておきます。

ます。しからば、今回の警察法改正におきまして、どこで共產黨対策を具體的に推進しようとするか、機構上どういうふうがなされておりますか。私は實際の機構を見ますと、現在の國警本部とほとんど同じような機構になつておるが、このどこでそういう運営をしようとするか。私はこの法文を一覧しますと、當然そこには何か日陰者の機構をつくらなければならぬといふジレンマに陥られはしまいか、そういうことを考へております。また公安調査庁との調整はどういうふうにして共產黨対策をやるかとするおつもりであるか。今法務大臣として國警を担当されたいました場合、これは絶対大きな問題を起すことは必至であります。公安調査庁との關係はどうするか。この法案によれば、共產黨対策を担当するようにはなつてしまつた明文はどこにもないのであります。この点に關する大臣の御見解をお伺ひしたい。

○犬養國務大臣 お答え申し上げます。まず公安調査庁でございますが、これは御承知のように、団体規制というやうなことは是非判断をし、その基礎調査をする任務を持っております。大體公安調査庁は共產黨のテーゼその他を非常に注意深く読みまして、それから結論を出し、そして共產黨あるいは共產黨に類する暴力的破壊活動が本年、來年、再来年どういふやうな方向をとつて行くかどうか、少くとも本年は表面どういふ変化をとつて行くかどうか、こういう文書の裏にはどういふ國際的あるいは國內的な中央指令があるであらうかという分析をいたしまし

て、その結果、分析が當つてゐるか、當つてゐないか、思想傾向の調査としてゐる／＼やつております。その結果、憂うべきこと、心得べきことは警察本部にも横に連絡をして行く、こういうわけでございます。共產黨のみならず、集團的な破壊運動にどう処するか。これはしばしば申し上げますやうに、警察單位があまりこまかいとまゝ参りません。従つて府県單位にしていただくやうに御審議をお願いしてゐるのも、その対策の一つの現われであります。また昨日ですか、一日でするか、大石議員が無用論を非常にお述べになりました今の名前という管区本部。これら二重行政事務をきれいにさばり今度は御遠慮して捨てますけれども、通信その他においてそこへ一つのセンターを置く。これはこの種の破壊運動にきつめて特効的な、同時に数箇所に置く、同時に数県に置くのを予防する意味であります。

○藤田委員 そこで伺ひたいのは、第一条の目的その他に關しましては、逐条審議の際に詳細お伺ひしますが、民主的理念を基調とする警察の運営管理をやるかというものが、今度の警察法の目的であると明示されております。従つて私は、どの点に民主的理念に基いて運営管理を計画され、くふうをされておりますか、この機会にお伺ひしておきたいと思ひます。

し公安委員を置かない方が能率的ではあります。どん／＼かつてなことをした方が、時間も早いし、いいのであります。つまり國民が何かかつてに官吏がきめたと思ふやうな警察では、國民の支持がございせんから、國民の選んだ公安委員が、いいとか、悪いとか、あいつはけしからぬといふやうに監視をし、管理をする機構として公安委員會を残したわけでございます。もう一つは、今度は予算にからんで、府県會に警察本部長その他が出席して説明をし、また討論採決などのときにすわつております。その際にふらちな者ばかりでよくやられ、地方新聞にでかかど書かれると思ふのであります。そこに民論の制約といふものがありまして、國民はそれを離れて、やはり警察といふのはおれたちが関与してゐる、おれたちがしかつたり、ほめたります余地がある、こう思うところがある、かたい言葉で言う民主的理念の保障といふことになるのではないかと思ひます。

○藤田委員 非常に小範圍の、さびしい民主的理念でございます。この点に關しましては、いずれ機会をあらためて／＼お伺ひしたいのであります。次に伺ひたいのは、捜査權の一元化の問題で、これは非常に重大な問題だと思ひます。私は太平洋戦争中あるいは支那事變中新聞記者として、ずっと内務省を担当してあります。特に敬愛する犬養大臣が留置された歴史的な報道をした一人でありまして、当時の私の記憶からいたしまして、当時の警察すらこの警察法が意図

するほどの強い一元的な捜査権というものを持つていなかったものであります。ところが今回の警察法には捜査権の一元化が相当強度に織り込まれております。私は国家的犯罪その他に關しましては、全国の検察庁が健在している限りは、あまり心配はいらぬと思ふ。大臣が心配されます共産党の武装蜂起に對しましては、われ／＼が苦しうながらつくりました保安隊がありまして、これを動員せしめればよろしいという考えでありますし、この捜査権の一元化をこれほどに強く打ち出された理由が何かありますか、この機会にお伺いしておきたいと思ひます。

○犬養國務大臣 技術的なことは國警長官から答弁されると思ひますが、私幸いというか、不幸というか、法務大臣を兼ねておりました、刑事訴訟法に關し國警側と了解事項を持たせた片方の当人であり、また片方の当人となつてゐるわけでございまして、犯罪に關して第一義的捜査権はもちろん警察官にございまして、これは刑事訴訟法の御審議のときにも、はつきりと申した通りであります。檢察官と警察官と捜査が競合しましたときは、刑事訴訟法によつて檢察官の指揮を受けることになつておりまして、その場合の円滑な了解は關議了解でもはつきりうたつてございまして、双方でまた別々に了解をしてゐるわけでありまして、捜査の一元化というのは捜査の法文化のようにも聞えますが、これは刑事訴訟法が健全である限り、そこは一種のチェック・アンド・バランスが行われておると思ひます。

○藤田委員 非常に名答弁で、捜査権が警察官と檢察官に二元化してゐるか

ら、そこでチェック・アンド・バランスするといふお話であります、刑事訴訟法の百九十四条以下に捜査の指揮権の規定があるやに記憶いたしてあります。この捜査の指揮権はこれが健在なる限りは警察の捜査権の一元化は絶対必要でない、むしろこれはある程度分担しておいた方が檢察官の一元的な捜査権に非常に運用の妙ができるのではないかと。犬養さんが法務大臣をやめられた際には、これは最高檢の檢事長官の御意見を聞かないとわかりませんが、ただいま大臣は二元的な運用によつてチェック・アンド・バランスすると言われましたが、それは長くそういう方針で行かれるつもりであります。檢事の指揮権の範圍拡大の問題等も一應考えられておるこの際におきまして、私は大臣の忌憚ない御見解をもう一度お伺いしておきます。

○犬養國務大臣 私自分でペンをとつて、何条だか忘れましたが、檢察官と警察官との關係は刑事訴訟法による——他の法律によると初め書いてあるのですが、どうも不明確なため、私がペンをとつて刑事訴訟法によるとこう書きました。それから個々の犯罪捜査の場合には含まない、こういうこともはつきり關議了解で、これはわれわれ各大臣全部署名してあるものであります。この二つでもつて——どういふ御趣旨が少し私わかりかねた点が恐縮ながらありますが、捜査の本化といふあなたの心配していらつしやることは、ないのではないかと、こういうふうにかえておきます。

○藤田委員 この問題につきましては率直に申し上げまして、私の研究がまだ十分でございせん。機会をあらためてお伺いしたいと思ひます。

次に、石村委員が質問しました点と多少重複いたしますが、この警察法の改正案を見まして、世人は一樣に選挙干渉を懸念いたしてあります。当時の新聞報道を見ましても、各社の論説が選挙干渉の危険を説いておるのであります。民主政治の基礎は選挙である。この選挙が公正に行われないと、民主政治というものはスポイルされる危険があることは、これはもう當然でありまして、その点に關しまして先ほどの石村委員の質問に對する御答弁が、あまりにもおざなりでありまして、何かもう少し、大臣にその人を得ておれば懸念はないといふような危険なものではなくて、法律の根柢に基きまして何か絶対自信がありますかどうか。もしかりに、政党を申し上げては恐縮であります、極端な政党が政権を握つたような場合におきまして、おそろくわれ／＼は落選の筆頭に列なる一人であらうといふように考へておりますので、この点は深刻な問題でありますから、ひとつ率直にお伺いしておきます。

○犬養國務大臣 これはさつき石村さんに法規に基いて御答弁しなかつたことをおわび申し上げます。今藤田さんの御質疑を受けているうちに気がついたことなんです、それは去年第五案の第二項の三のイ、ロの次にへといふ箇条を書きまして、これがなか／＼やかましい論議だつたのであります。讀み上げますと、「國家の利害にかかり、または国内全体に關係もしくは影響のある事案」これも中央警察庁が具体的に指揮ができるように書いてあ

ります。これが選挙干渉になるのではないかとすることに對しては、そうではない、大じかけのいろ／＼詐欺事件とか何とかが入ると申し上げました。いかにもこの文句は選挙干渉をしないといふ保証はどこにも與へないものですから、これは削つてしまつたのです。今度はこういう國家の利害にかかり、国内の全般に關係もしくは影響があるといふような漠然としたことは、中央警察庁は指示できないことになりました。なぜ抜かしたかといふと、第一の理由は、選挙干渉ができるのではないかといふ御心配、ことに國會での御心配に對して敬意を表して割つた。これは速記録に残りますから、あなたの選挙のある限りその速記録を御持參願へば、私は大丈夫だと思ひます。

○藤田委員 これは犬養大臣に對する個人的なアドバイスでもあるのです、もし社會党が政権をとりましたら、犬養さんはまづ先に落選します。私はこの法律をそのまま通しておいたらどういふことでもできると思ふ。それは具体的にどういふ根柢に基いてそういうことを申し上げるかということ、是、逐条審議のときに申し上げます。それから先ほど大臣は近代國家としての構造云々を言われましたが、近代國家の構造といふ点から行きまして、一、今回の警察法改正案は——終戦後八年間の日本法律、政令その他憲法に至るまで、すべて英米流の法律体系に日本はなつておるのであります。明治時代の日本の法制体系は、あけて大陸系、ドイツ系を中心としたものであります。一体に憲法以下幾多の法律が英米流に書きかえられております今日に

おきまして、今回の警察法改正案はどこの法律案でありますか、一応お伺いしたい。

○犬養國務大臣 不敏にして各國の全部を讀んでおりませんから、どこの流——どこの流なんというほかの國をまねたんでは、またおしかりを受けると思ひますから、これはたび／＼申し上げましたように、日本人の長所と欠点、二つの命令系統の間における調整がうまく行かない欠点も見抜いてつくつた日本民族の所産である、こう申し上げるよりはかたないと思ひます。

○藤田委員 数年後の行政法の學者は、必ず世界の二大法制系統たる大陸系であるか、英米系であるかといふ範疇にこれをわけけることは、もう自明の理であります。その際これは単に犬養流として行政法學者が記録するわけには行かぬのでありまして、その理念の根柢、基礎は英米流にされたか、あるいは大陸流にされたか、學者の意見も聞かれた以上は、私はおそろく當然研究されたと思ひます。非常に肝要な質問のようでありまして、これは重大な歴史に残る法案でありますからお伺いしておきます。

○犬養國務大臣 どうも何國流でなければいかぬといふ御議論が少し無理なんじやないですか。むしろこの委員會の好んで用ゐるところでございまして、ごく嚴格に言いますと、日本人が委員會制度で、つまり大勢で最後に多数決できめる——國會の委員會ではございせんよ。そういうものが適するか適しないかといふ根本論もございまして、しかしそれは別として、その点だけアメリカのパタークさいというよう

な議論もありますが、とにかくこうい
う権力行使する制度は、できるだけ
民衆の選んだものがけむたい存在とし
て残る方がいいという考え方で、委員
会を残したのであります。もちろん
イギリス法、大陸系統の考え方との混
合した点はございましょう。今の憲法
でもそうだし、お互いが毎日やつてい
るこの委員会なども、大陸流と英米流
の考え方の混合物です。混合物という
ことをきつていいのかわるか、世界
の文化はおの／＼特徴があるのであり
まして、一方の文化だけが人類に適す
るという考え方で割切つていいかどう
か、私はやはり長所をまけて行つてい
いのではないかと、こう考えているので
あります。

○藤田委員 かつて吉田総理は、行政
委員会制度は原則として廃止したい。
これは日本流の法律理論と申します
か、政治論でありましょう。ところが
ただいま大審大臣は委員会の運用の妙
を残しているのだという御答弁であり
ます。大陸系と英米系のミックスであ
るという御答弁でありまして、
私はこれが国会の速記録に残るため
に、後世の行政法学者はさぞ判定に苦
しみだろろうと非常な同情するわけであ
りますが、これはいすれ後日の問題で
いたしまして、次にお伺いしたいこと
は、この特別捜査権者の問題であ
ります。検察官との関係は先ほど少し
お伺いいたしました。たとえば麻薬
取締官、鉄道公安官等、警察権を持
つておる国家公務員等、全国に約九万人
現存いたしております。突にゆゆしき
国費の支出であります。この点に關
しましては今回の警察法改正にあたり
まして、何らかの整理統合のくふうを

されなかつたかどうか、計画はされた
がそのまま流れてしまつたかどうかを
お伺いいたします。

○斎藤(男)政府委員 ただいまの点は
政府の行政改革制度を審議されること
ろにおきまして、一応は項目として
お取上げになつたようでございます。
しかしながら今日の警察の中にこれを
全部統括してしまふかどうかというこ
とは、なお研究を要する問題がある
というので今回は全然取上げないこと
に相なつた次第でございます。

○藤田委員 ただいまの長官の御答弁
からいたしまして一度計画されたよう
であります。それでは大審大臣にお伺
いしたいのでございますが、将来これ
らの機構の問題の再整備と云ふこと
を考へられますかどうか、この機
会にお伺いしておきます。それに関連
いたしまして公安調査庁というものを
を、将来現状のまま置かれる方針で
あります。あるいは将来運用上何か
検討を加えられる予定はありませんで
すかどうか、お伺いしたいのであり
ます。

○犬養國務大臣 麻薬とかダイナマ
イトの扱いとかいろいろあります。これ
は昨年も問題になつたのであります
が、今各省が持つておるものを、こ
に警察法改正と同時に全部解決する
というためには、実際事務上なかなか
間を要します。また研究を要する点
がございまして、今回の改正に入れ
ません。しかし確かに二重にな
つていふようなところもございする
で、これはゆつくり各省と相談して
たいと思ひます。つまりゆつくりとい
うのは、これに間に合わないから早く
しろというやうなやり方ではなくて、

別の問題として何か解決方法を考へて
みたいと思ひます。それから公安調査
庁というのは、私はやはり現実の犯罪
捜査の警察機関と別にした方がいいの
ではないかと思ひます。つまり心を静
かにして千九百何年というレーニン以
来のテーゼを讀んで、國際間のリポー
トをとつて、そしてこれから結論づ
けて行くわけですね。それから各國の論
文なども讀んで、毎日どうやつて、つ
かまへようかというよりも、共產黨運
動とか、あるいは右翼運動というもの
はどうなつて行くだろう、今年はどう
いう変化があるだろう、しからばどう
いう會議が行われるだろう、どうい
うに考へる役所であつて、これは
かたして考へる役所であつて、これは
すぐ犯罪捜査でつかまへようというの
と、別にしておいた方がいいのではな
いかと思ひます。經費が重なるという
ので、改進黨の方では何と云ふ方が
いいという御意見もあるようでありま
すが、なるほど別々に役所があるの
で、心算から経費はかさばつておるが、
心を静かにして萬國の暴力主義的な運
動の年々の傾向、長きにわたる一貫し
た傾向を調べるには、別の役所にして
いただいた方が有効ではないか、こう
考へております。しかし、できるだけ
むだを省きたいと考へております。

○藤田委員 これらの機構の諸問題に
關しましては、私は大審大臣の良識を
期待いたしまして、將來せむとも再
検討していただきたいという希望を申
述しておきます。

次に伺ひたいのは、現在の
自治警、國警に奉職する者の最も深刻
なる關心の一つは、三万人の整理の問
題であります。悲問俵うるところによ
れば、大体平均年齢の高い現在の自治
警察から整理するということがいわれ
ております。この法律がどういふ運命
になりますか保証できませんが、もし
將來警察官の整理等をやる場合にお
きましては、よほど運用の妙を尽さな
いと、いろいろ問題を起すと思ひま
す。大審大臣としてはどういふ御方針
でありますか伺ひするとともに、今
回の警察法改正をめぐりまして、現
在自治警察と國家警察が何と申しま
しても鋭く対立いたしております。ま
た都道府県と都市との対立は自治体
に大きなひびを入れようとしており
ます。こういう自治体の争ひを、一刻
も早く収拾することが眞の政治である
と、このまま放任して置かれましたら
ば、やがて警察同士がどう試合を始
める、やがて社會秩序は非常な危
険に瀕する。そういうときこそ暴力
行為が濫発する危険があるのではな
いでしょうか。あるいは公安委員の
自治体の争ひ、あるいは公安委員の
争ひ等の段階において、何とか早く
手を打つべきではないか。警察同士
がどろをかぶり始めたなら非常に危
険である。ところが、不幸にしてこ
の改正案がでるまで、私の記憶に
違ひがなければ昨年十二月二十日
ごろまでは、相当緊密な連繫のもと
に解散されて来た。ところが、年を
越えるとともに磨擦として國家警察
が自治警察の意見を聞かずして、最
終案が発表されたといふやうなこ
とも聞いております。眞偽のほどは
わかりませんが、そういう過去のい
きさつが今日の紛糾を来してある
一つの大きな原因だらうと思つて
おります。緊密な連繫をしてじつ
つくり話し合へば結論は同じであ

つても、相当こういう問題は解消でき
たのではないかと、非常に残念に思つ
ております。法務大臣は自治警察の幹
部あるいは公安委員等に對しまして、
過去において何かさういふ配慮をさ
れたか、今後また何か政治的に手
を打たれるという氣持はありますか。
この法案を押しこむことは提案者
としてもちろん当然でございます。し
かし、押すことによつて生ずる自治
警察の摩擦等をそのまま放任しては
、これは政治家ではありせん。何と
かして早くこういうトラブルを解
消して早く方法を考へてもらいた
いと思ひます。御成案がありましたら
、この際率直にお示し願ひたいと思
ひます。

○犬養國務大臣 非常に大切な御質問
を受けまして、私は感謝いたします。
そういう点について藤田さんに苦衷を
述べられたと同じ方が、私をも訪問
してあります。そして私はその方に對
して善処を約束いたしておる次第で
ございます。今日もある都府の自治
体の相手がございまして、私は大臣
室で、ちやうどだれもおられませ
んの、ゆつくりお話をしたのでござ
います。そこで、例は不當かもしれ
ませんが、過去において私と縁の深
かつた中華民國民政府ができた
ときに各党各派を入れました。だ
ん／＼整理するときは、よその党
を整理する、そのときに非常に磨
擦がございました。またこれは現
在のことでございまして、北京政府
もさういふ傾向があると言つて
いる人もあります。それに対して
やういふ氣持を持っています。今
度のことはその例では不當でござ
いしますが、体のよいこ

とを言つて合併しておいて、だん／＼自治警察の方を抜くということはまったく私の方針にございせん。それは御承知のように行政整理というものが国民の要望でございせんから、人数を減らすというところは国民にお約束をある程度輿論の喝采を受けたと思ひますが、そのしわを旧自治警察——もしこれが通りましたならば旧になりませんが、旧自治警察からだけ目立たないようにだん／＼へらして行くということでは、ほんとうに公器をもてあそぶことになると思ひますから、私の目の黒い間はそういうことはいたしたくないと思つております。

もう一つ、御質疑はございせんでしたが、自治警察の方々の一番御心配になるのは今の給与の差でございませう。これは申し上げましたように、その差に対しては調整金をもつて補う。これは金額を見る。しかし恩給とか退職金とかに響きますから、恩給、退職金は今の制度が続いたのと同じように結果としてする。こういうお約束をしてゐるわけにございませう。先ほどの御注意、いろ／＼自治警察でも言ひたいことがあつたが、機会を失したというように御注意はたび／＼私受けておりまして、そのたびにそれじやあなただけの知合いを連れて来て下さい。何日に法務大臣室で目にかかりますといつて、個々別々にはずいぶんお目にかつたつもりでございませう。

○藤田委員 私はこの委員会の問答あるいは個々面接等でなくして、根本的にいまだ少しく自治体同士の争ひあるいは国警、自治警の対立を解決せざるば、せつかく警察の能率化ということを用意しました今回の警察法案そのものをめぐるしまして、国家の治安が乱れるということに非常に憂慮しております。これは長年苦勞をされております法務大臣の政治的手腕に期待したいと思ひますが、私はいすれまた総括質問を続けますから……(あとにしろ)と呼ぶ者あり)あとにしろという発言もありましたので、あと一、二点問題だけをとりえてお尋ねしたいと思ひます。それは今回の改正案におきましても、依然として管区本部というものが管区警察局という名のもとに存置されております。大石ヨシエ委員の質問に對しましていろ／＼その必要性を説かれたのでありますが、私は今回の改正の最大眼目たる警察の能率化という点からすれば、こういう中間的な存在はなくなりまして、直接府県警察に指令できる、あるいは連絡できる機構運用を計画する方が、むしろ今回の改正には忠実ではなかつたか、かように考えております。また塚田管理庁長官の手元においても、せつかく行政整理をやつておる際におきまして、管区本部というものは無用の長物ではないかというふうには、私は極端に考えております。むしろ能率を上げるためには、あ

あいうものはない方がよろしい。現在のポストの温存というようなけちな考へで残されたとは思ひませんが、何らかはかに方法はなかつたんですか。

○犬養國務大臣 これは私もずいぶん考えたのでございませう。私も管区本部というものが屋上屋のきらいがあれは、何も過去の因縁にとらわれることはないという考へ方で検討いたしました。その結果藤田さんの御指摘のような屋上屋の点もあるのであります。これは行政事務のところでありますが、

のめぐるしまして、国家の治安が乱れるということに非常に憂慮しております。これは長年苦勞をされております法務大臣の政治的手腕に期待したいと思ひますが、私はいすれまた総括質問を続けますから……(あとにしろ)と呼ぶ者あり)あとにしろという発言もありましたので、あと一、二点問題だけをとりえてお尋ねしたいと思ひます。それは今回の改正案におきましても、依然として管区本部というものが管区警察局という名のもとに存置されております。大石ヨシエ委員の質問に對しましていろ／＼その必要性を説かれたのでありますが、私は今回の改正の最大眼目たる警察の能率化という点からすれば、こういう中間的な存在はなくなりまして、直接府県警察に指令できる、あるいは連絡できる機構運用を計画する方が、むしろ今回の改正には忠実ではなかつたか、かように考えております。また塚田管理庁長官の手元においても、せつかく行政整理をやつておる際におきまして、管区本部というものは無用の長物ではないかというふうには、私は極端に考えております。むしろ能率を上げるためには、あ

今度はこのことをむしろやめました。そこでなせ入れるかといひますと、結局私は神様でない人間の能力の範囲というもの測定から来ると思ひのでございませう。先ほども申し上げましたように、この間の風水害——長崎県、熊本県、福岡県で、どこが一番ひどくて、どこの県の余剩警察官を応援にやれるか、ということ、その県に聞いたつて、身がかわいからさきまうとは言ひませう。おれのところがもつと水がふえて来たたいへんだ、まあさかずに置こう、これは人情で当然のことであつた。ところが東京から九州の空を眺めまして、どこがよいというようなことを、言へば言えるといううりくつも立ちますが、これは親近感がありませう。そこで四、五県の県の総括した管区本部で見るとわかるので、佐賀県から二百名出せ、まだ大丈夫、こういうことが言えるわけにございませう。同時に三、四県あるいは二、三県へまたがつて起る騒亂事件でも、それだけの親近感を持つて管区本部のものならでける。中央からやれるというのとよりくつで言へますけれども、どうもできにくい。内藤でいろ／＼な騒ぎが起りまして、そうして東京から指令すればいいようなものの、どうも山を越した向うでわからないので、そばの管区本部に調べさせると実情がわかる。こういうようなわけでございまして、その適当な単位に警察活動で欠くべからざる、さつき申し上げた超短波のステーションを置く、センターにする、こういう考へ方でございませう。ついでにそこに一番あなたの方の関心を持つていらつしやる民主的な警察をつくる学校を付属して置く、こういう考へ方で

やつております。

○藤田委員 私はこれは明治初年の警察ならば、ただいまの法務大臣の答弁で満足します。今日のごとく通信機材あるいは交通施設が発達せる場合におきましては、この狭小なる日本に中央の指示が電光石火行き渡らぬからあつたものを残す、どうもアジア大陸の法務大臣をされておるような感覚で日本の土地を見ておられますと、いつまでもたつても吉田内閣の植民政策等が進展しないと思ひのでありまして、ほんとうに狭小な日本の最後に残された——旧領土のうち五割五分残されただけでございませうが、これにさらに七つも管区警察局を置くということは、アメリカの九州にも相当しないこんなところ六つも七つも警察局があるとこののはどうも不自然ではないか。ましてや町村合併が非常に促進されました、最下級の自治体というもの規模を雄大にして来ております。従いましめて都道府県のとりでをはずしまして、道州制をしこうではないかということ、識者の間に言われ始めておるときにあたりまして、日本を細分化するよ

うな組織を残されたということに關しましては、私はどうも近代国家という感覚を持つておられる大臣にしましては、あまりに思慮分別が小さ過ぎたのではないかと、むしろこういう中間機関はない方が今回の改正の目標を達成するに便ではないか、かように考へております。現に昨年の私の郷里熊本県の災害におきまして、やはり警察官は家族を持つております、女房子供を持つております。従いまして機動力を発揮して、電光石火救援におもむいたのは、集団的な訓練素養を積んでおります保安隊でありました。警察官に對する感謝状が出たということはあまり聞きませんが、保安隊は至るところで感謝状をもらつておる。やはり自分の郷里を守る警察官は、自分の郷里に踏みとどまりまして、自分の家族と自分の郷里を守つております。ほかの土地に出動しようというところは、あの豪雨の中であまりしておりませう。そのために保安隊というものが運用の妙を発揮したわけでありまして、災害等を例に引かれれば、これはむしろ保安隊の存在理由の一つであつて、私は警察局の存続の理由にはならぬと思ひのであります。その辺はどうでございませうか。

○犬養國務大臣 今の御質問、たいへん私の理論にあつてはまつて来る御質問であります。つまり道州制がいい。日本はちやうどカリフォルニアと同じくらいです。だからこんなにたくさん県を置き、県知事を置く必要がないというのと同じ思想だ。そうして将来あるべき道州制と大体管区本部が同じくらしいものになる。これは先馳者として御賛成願つたものと了解する次第でございませう。

○中井委員長 藤田君、非常に大切な御質問でありまして、傾聴いたしてゐる次第であります。委員会の空気が察知せられ、大体この程度で御審議をおやめ願ひ、次会に譲つていただきますと思ひますが、いかがでございませうか。

○藤田委員 よろしゅうございませう。

○中井委員長 それでは次会はこれから理事會を開きまして、理事會で御決定いただきます。

なおこの機会に政府に資料の御提出

を希望いたします。この警察法の改正が行政改革に重要な関係のあることは、政府の言明せられるところでありますので、ただいま藤田委員の御質疑中に重要な問題があることを発見いたしました。いわゆる警察に關係ある、もしくは類似する現存官庁並びにその吏員数及びその各予算、それから今回政府がなさんとする政府の行政改革によつて、これらの官庁並びに吏員に対する影響、人員、予算の減縮關係等があるならば、これはひとつ資料としてお出しをいただきたい、こういうことであります。

それでは本日はこれをもつて散会いたします。
午後四時二十一分散会

頁段 行	地方行政委員会議録第六号中正誤
一 至 自 二	至 六 削除
頁段 行	地方行政委員会議録第十号中正誤
一 至 自 二	至 二 削除
頁段 行	地方行政委員会議録第十一号中正誤
一 至 自 二	至 二 削除